

放置違反金滞納車に対する  
**車検拒否制度**

対応マニュアル

# 整備事業者の皆様へ ご協力をお願い



平成16年6月に道路交通法の一部が改正され、平成18年6月1日から施行されるとともに、放置駐車違反（以下、「駐車違反」という）に対する使用者責任が強化されました。これは、ドライバーが駐車違反をしたにも拘わらず、反則金を納付しない場合、当該自動車の使用者が責任を問われて放置違反金（以下、「違反金」という）の納付命令が下され、使用者がこの違反金を納付しない場合には、次回の車検が拒否されるというもので、いわゆる「車検拒否制度」が導入されました。

現行の駐車違反の取締りでは、駐車違反をしたドライバーを特定できないことがあり、このためドライバーの責任を追求できないことがあります。今回の改正でこのような場合には、使用者が違反金を納付することになり、この納付を確実に担保するため、併せて車検拒否制度が導入されました。

公安委員会では、車検拒否の措置に至るまで都合3回、使用者に関係書類を郵送しますが、その際、書面により「違反金を納付しないと次回の車検を拒否される」という旨を告知し、使用者に知らせることになっております。

このような措置が取られることから、使用者が車検を拒否されることを知りながら整備事業者の皆様へ車検整備を依頼し迷惑をかけるということ

は極めて少ないと思われませんが、万一を想定して、整備事業者の皆様が車検の受検前に、その自動車が車検拒否の対象となっているかどうかを簡便に照会できるシステムが構築されました。

整備事業者の皆様には、平成17年からの自動車リサイクル法によるリサイクル料金の預託業務に加え、さらなる負担となるわけですが、多くの国民が駐車違反に多大な迷惑を被り、これを少しでも減らして欲しいという社会的要請も強く、大変なご苦勞となりますが、円滑な施行には是非ご協力頂きたいと思っております。

本書は、この車検拒否制度の導入目的、制度の概要、車検整備受注時等の対応、車検拒否の対象車か否かを受検前に照会する方法などについて説明したもので、車検拒否制度の導入後において整備事業者の皆様がユーザーとのトラブルを未然に防止するために作成したものです。

整備事業者の皆様におかれましては、本書を熟読いただき、車検拒否制度を十分に理解された上で、車検業務を円滑に遂行されるようお願いいたします。

最後になりましたが、本書を作成するに当たり種々ご指導を賜りました国土交通省自動車交通局技術安全部整備課及び警察庁交通局交通指導課に厚くお礼を申し上げます。

平成18年2月

財団法人日本自動車整備振興会連合会

# 目次

<b>1. 車検拒否制度の導入目的</b>	<b>1</b>
<b>2. 車検拒否制度の概要</b>	<b>2</b>
1) 車検拒否制度とは	2
2) 新制度における駐車違反取締手続きの流れ	3
<b>3. 警察庁等への事前照会に必要な手続きについて</b>	<b>4</b>
1) インターネットにより照会する場合	4
2) ファックスによる照会及び警察署に出頭して照会する場合	4
<b>4. 事前照会の方法</b>	<b>4</b>
1) インターネットによる照会方法	6
2) ファックスによる照会方法	6
3) 警察署に出頭しての照会方法	8
<b>5. 車検整備受注時等の対応</b>	<b>9</b>
1) 車検受注時の対応	9
2) 支局等で車検を拒否された場合の対応	10
<b>6. ユーザーとのトラブルを未然に防止するために</b>	<b>12</b>
<b>別添 放置違反金滞納車情報照会システム</b>	<b>13</b>
<b>参考</b>	<b>44</b>
参考1 確認標章	44
参考2 確認標章とともに取り付けられる書面	44
参考3 弁明通知書 / 弁明通知書に同封される書面	45
参考4 納付命令書	46
参考5 督促状	47
<b>車検拒否制度に関するQ&amp;A</b>	<b>48</b>

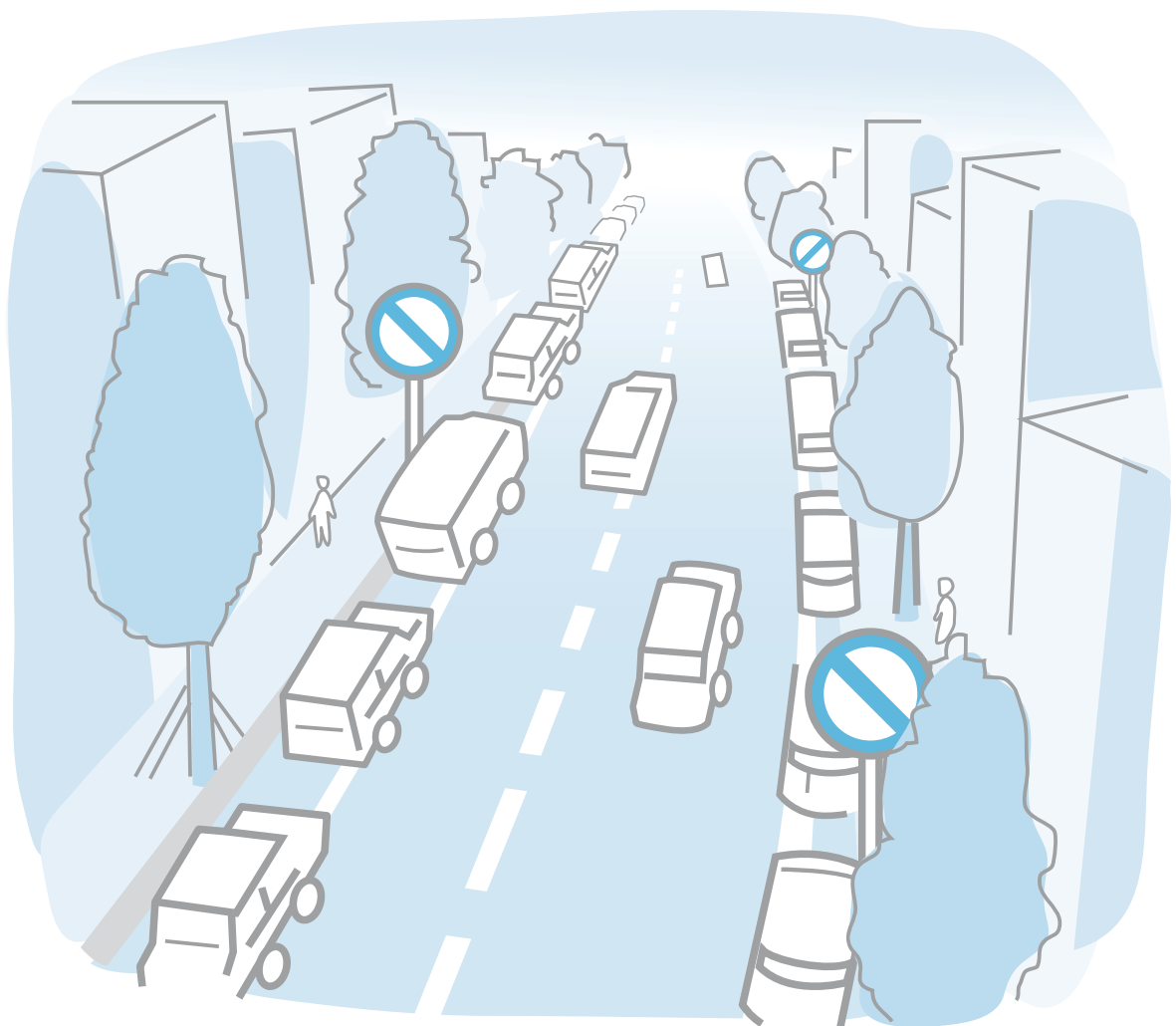
# 1. 車検拒否制度の導入目的

駐車違反の取締りには、ドライバーが自動車から離れていることが多く、違反をしたドライバーを特定することが困難であるという根源的な問題があり、ドライバーの責任追及ができない場合が多くなっています。

このような状況から、現行制度による取締り等の限界を見据え、ドライバーに対する責任追及ができない場合に限り、自動車の使用者に対して公安委員会が違反金の納付を命じることになりましたが、単に違反金の納付を命じただけで有効な手段を講じないと、使用

者がこれを納付しないことも想定され、より良好な駐車秩序を確立することが困難となる恐れがあります。

このため、使用者に納付命令を下すとともに、違反金を納付しない使用者に対し、駐車違反に係る自動車について次回の継続検査（構造等変更検査を含む。以下、「車検」という。）を拒否（実際には新しい車検証の返付の拒否）するという新たな方策を用いて、違反金の納付を確実に実行させるために「車検拒否制度」が導入されました。



## 2. 車検拒否制度の概要

### 1) 車検拒否制度とは

改正道路交通法が平成18年6月1日から施行され、駐車違反に対する使用者責任が強化されます。これは、ドライバーが駐車違反をしたにも拘わらず、反則金を納付しないなどその責任を追求できない場合、当該自動車の使用者の責任が追求され、駐車違反が警察官等に確認（確認標章の取付け）された日の翌日から30日経過した日以後に使用者に対し、違反金の納付命令が下されます。ここで使用者が納付命令に従い、違反金を納付することになりますが、万一、使用者がこの違反金を納付しない場合、次に公安委員会より督促を受けることになり、使用者がこの督促を受けた場合、この旨が国土交通大臣等に通知され、これらの駐車違反に係る自動

車について、次回の車検が拒否されるというものです。

なお、車検拒否制度は、整備事業者が代車を貸出す場合にも適用され、代車を利用したユーザーが駐車違反をして、反則金を納付しない場合には、代車の使用者である整備事業者の責任が追求され、違反金の納付命令が下されることとなります。従いまして、今後、代車を貸し出す際には、貸出し簿を備え必要事項を記録しておくとともに、ユーザーに対して駐車違反をしないこと、仮に駐車違反をした場合には、警察に出頭するとともに反則金を速やかに納付しなければならないことを、あらかじめ十分に説明しておく必要がありますことにご留意下さい。

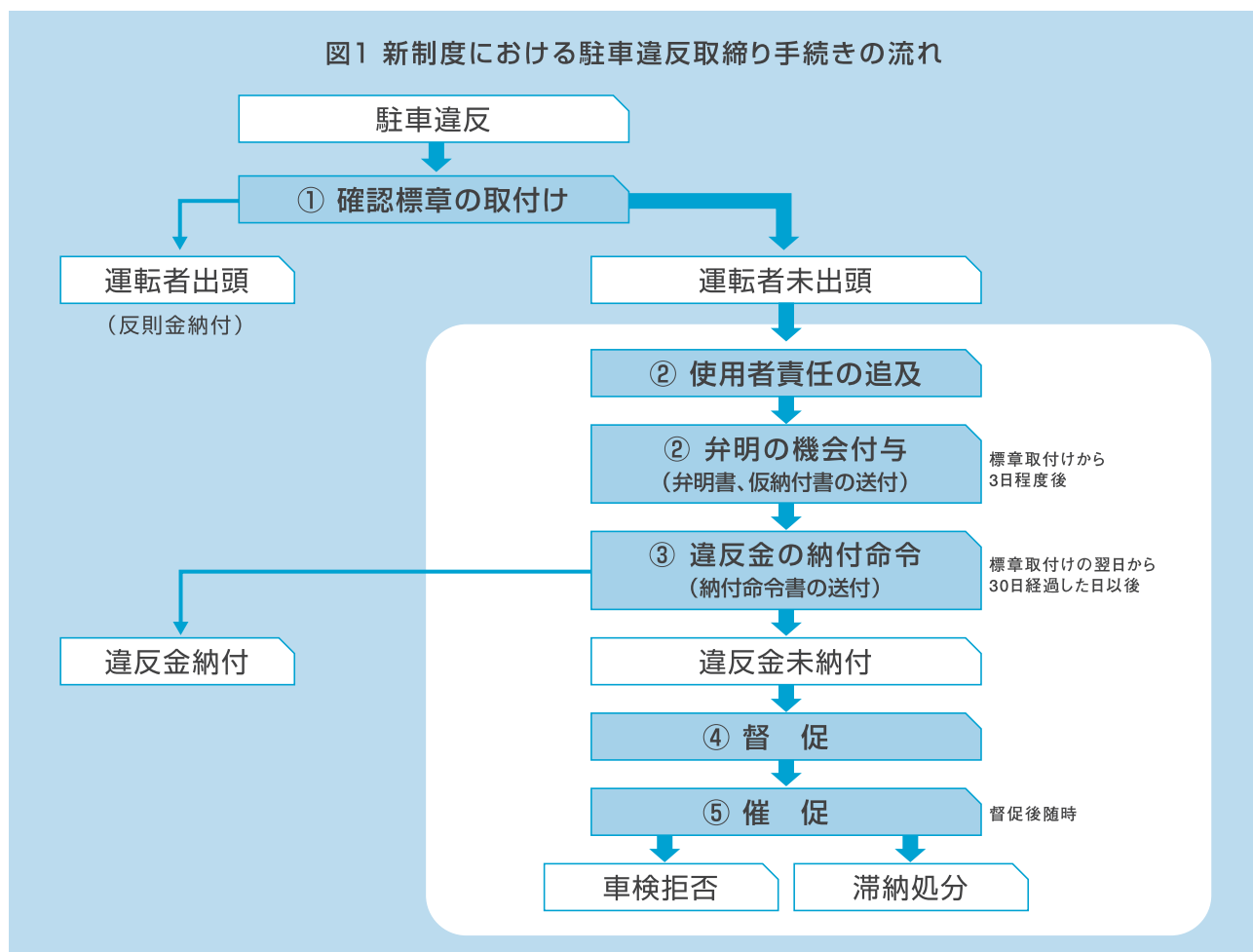
### 2) 新制度における駐車違反取締り手続きの流れ

警察当局による取締りは、図1の「新制度における駐車違反取締り手続きの流れ」のとおりですが、ここではドライバーが警察に出頭しないため、使用者が責任を追

及される場合の流れについて説明します。

なお、ドライバーが警察に出頭し、反則金を納付すれば、当該自動車は車検拒否の対象外となります。

図1 新制度における駐車違反取締り手続きの流れ





## ① 確認標章（ステッカー）の取付け

警察官等が駐車違反を確認すると、確認標章を違反自動車に取り付けますが、この確認標章は、その後ドライバー等が取り外すことができます。なお、

車検拒否制度導入と同時に、民間の駐車監視員による駐車違反の確認も始まります。

## ② 使用者責任の追及と弁明の機会付与

確認標章が取り付けられてから3日程度経過後に、公安委員会から使用者に弁明通知書等が送付され、使用者に対する違反金の納付命令に関する弁明の機会が与えられます。また、この時点で使用者

は違反金を仮納付することができ、仮納付した場合には、後日、違反金の納付命令が下されたときに、違反金を納付したものと見なされます。

## ③ 違反金の納付命令

確認標章が取り付けられた日の翌日から30日経過した日以後に、使用者に公安委員会から違反金

納付命令が下されます。この時点で違反金を納付すれば、車検拒否の対象外となります。

## ④ 督促

違反金納付命令が下されたにも拘わらず、納付期限内に違反金を納付しないと公安委員会から使用者に督促状が送付されます。督促を受けた使用者については車検拒否制度の対象者として国土交通大臣等に必要事項が通知されることとなります。なお、督促を受けた使用者が車検を受検する場合には、「道路交通法第51条の7第1項」(注)の規

定により違反金を納付したことを証する書面(都道府県指定の金融機関等の発行する領収証書。以下、「領収証書等」という。)を運輸支局等に提示することとされておりますが、通知された後に違反金を納付した場合、納付後1～2週間経過後に運輸支局等において車検拒否制度の対象者としての通知が解除されます。

## ⑤ 催促

督促されたにも拘わらず、違反金を納付しない使用者に対し、車検受検までに相当の期間がある場合などには、公安委員会では車検受検時期の到来

を待たず、さらに催促状の送付などにより違反金の納付を促し、必要に応じ使用者の預金口座の差し押さえなどをすることとなります。

(注)「道路交通法第51条の7第1項」条文(放置違反金等の納付等を証する書面の提示)

**自動車検査証の返付**(道路運送車両法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付をいう。以下、この条において同じ。)を受けようとする者は、その自動車(同法第58条第1項に規定する自動車をいう。)が最後に同法第60条第1項若しくは第71条第4項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第51条の4第13項の規定による督促(当該自動車の原因となった納付命令(同条第16項の規定により取り消されたものを除く。)に係るものに限る。)を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。

# 3. 警察庁等への事前照会に必要な手続きについて

自動車整備振興会会員の整備事業者の皆様が現車又は保安基準適合証を支局等に持込んでから車検拒否を通知されるような事態を避けるため、車検整備を依頼されたユーザーの自動車が車検拒否の対象か否かを事

前に把握する場合には、警察庁又は各都道府県警本部に照会することになりますが、照会するためには、予め整備事業場名等の必要事項をこれらの機関に届出しておく必要があります、その方法は次のとおりとなります。

## 1) インターネットにより照会する場合

日整連のホームページの「放置違反金滞納車情報照会システム」の画面を介し警察庁に利用申請するとともに、運輸局長等から交付された「認証書」の写しを所属されている自動車整備振興会に提出して頂くことになります。

申請手続きは別添（13ページ）の「放置違反金滞納車情報照会システム」に示します。



## 2) ファックスによる照会及び警察署に出頭して照会する場合

所属されている自動車整備振興会が利用者リスト（会員名簿等）を県警本部等に提出しますので、これに同意して頂くことになります。



# 4. 事前照会の方法

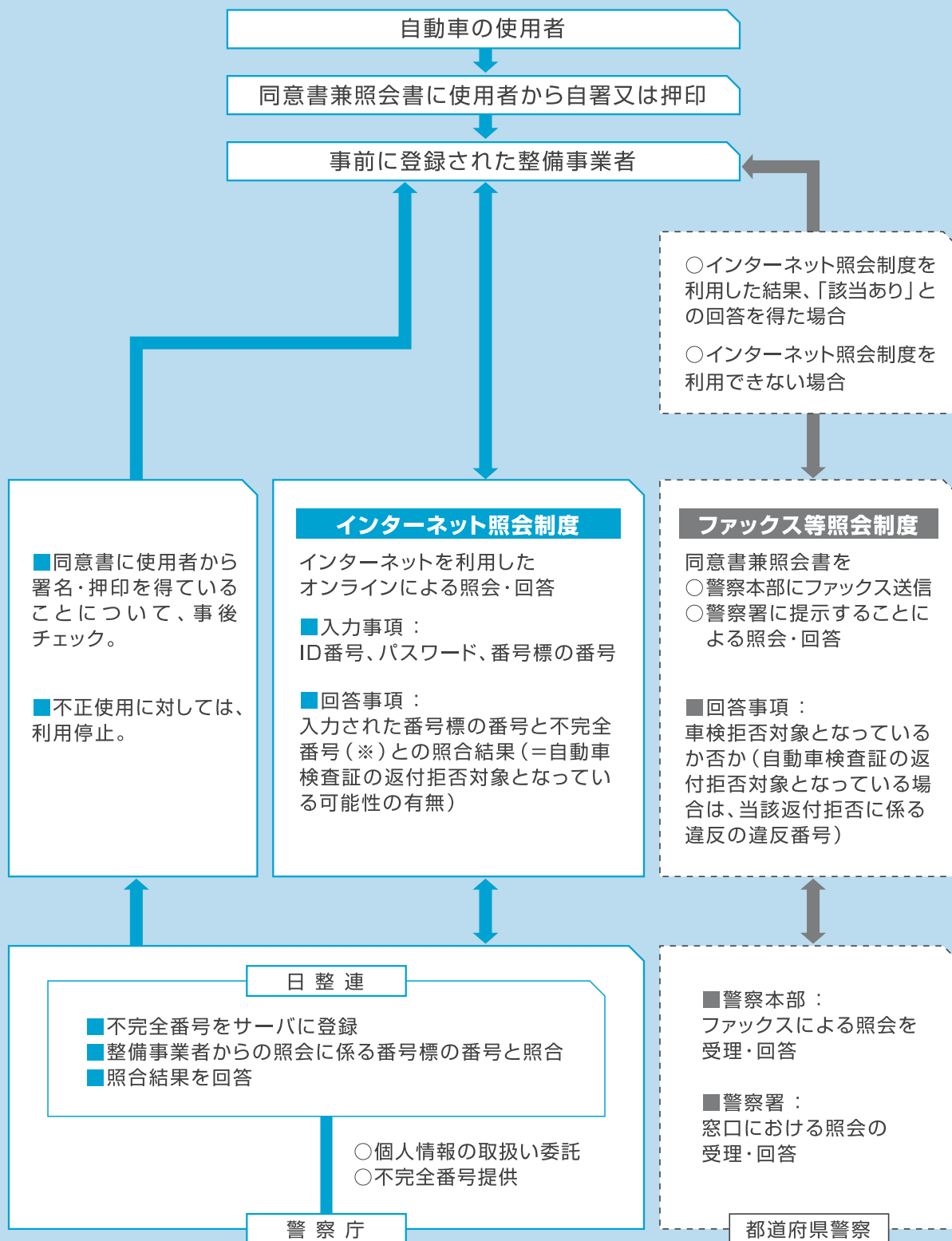
事前照会の方法は、次の**1) インターネットによる照会**、**2) 県警本部へのファックスによる照会**、及び**3) 警察署に出頭しての照会**の三種類があり、これらの全体的な流れを図2の「違反金滞納情報照会制度の全体像」に示します。

いずれの事前照会方法もその都度ユーザーの同意が必要となります。これは、ユーザーの「個人情報」を行政機関が第三者である整備事業者に提供するということとなりますので、「行政機関個人情報保護法」等の観

点からユーザーの同意を得ることが必須となり、さらに「同意書」は、整備事業者において3年間保管して頂くこととなります。

また、いずれの照会方法により知り得た結果については、当該整備事業場でその自動車の、その時の車検整備業務のみに利用することができますが、それ以外の利用及び第三者に提供することはできませんのでご注意ください。

図2 違反金滞納情報照会制度の全体像



※「不完全番号」とは、警察庁が国土交通省又は軽自動車検査協会に対して通知した自動車の番号標の番号について、その下一桁の数字を消去したデータ。したがって、不完全番号との照合結果が、「該当なし」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっていないことが判明するが、「該当あり」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることがわかるにとどまるため、正確な情報を入手するためには、改めてファックス等照会制度を利用する必要がある。



## 1) インターネットによる照会方法

- 1 利用承認を受けた整備事業者は、まず、図3の「**放置違反金滞納情報照会書(自動車整備事業者用)兼同意書**」(以下、「照会書兼同意書」という。)の所定の欄に使用者に署名又は記名押印(使用者が法人の場合には、法人名の記入及び当該自動車の車検整備を整備事業者に依頼した者の署名、以下、同じ。)をして頂きます。  
なお、この「照会書兼同意書」を警察庁及び日整連において作成するとともに、50枚綴りをセットとし、整備事業者の皆様が所属されている自動車整備振興会を通じて1セットを車検拒否制度施行までにお送りしますのでご利用下さい。また、不足した場合には、貴事業場においてコピーするか、又は「放置違反金滞納車情報照会システム」からダウンロードして用いて下さい。
- 2 次に、自社のパソコンを用い、日整連のホームページの「**放置違反金滞納車情報照会システム**」に接続して、照会する自動車の登録番号又は車両番号を入力・送信して照会しますが、一度に最大5台分を同時に照会することができます。
- 3 送信すると直ちに車検拒否の対象となっている可能性があるか否かの回答がパソコン画面に表示されますので、可能性がある場合と回答があった場合には、確定情報を得るため、改めて次の2)ファックス又は3)の警察署に出頭する方法により照会を行うことになります。なお、インターネットによる照会の詳細については、別添(13ページ)の「**放置違反金滞納車情報照会システム**」に示します。

## 2) ファックスによる照会方法

- 1 所属されている自動車整備振興会が**利用者リスト**(会員名簿等)を県警本部等に提出すれば、照会することが可能となります。
- 2 まず、図3の「**照会書兼同意書**」に必要事項を記入するとともに、同意書の所定の欄に使用者に署名又は記名押印をして頂き、これを県警本部駐車対策担当課指定のファックス番号に送信し照会します。
- 3 照会の結果、しばらく(所用時間不定)すると**車検拒否の対象となっている場合は、その旨が記載された図4の「放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)」**がファックスで返信され、**対象外の場合は電話にてその旨が回答**されます。なお、ファックス照会が県警本部等に集中し、回答が遅滞することを防ぐため、**ファックス照会を行なう前に必ず1)のインターネットによる照会**を行ない、車検拒否の対象となっている可能性があるとの回答があった場合にファックスによる照会を行うようにして下さい。

## 車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警 察 庁  
国 土 交 通 省

### 同 意 書

平成 年 月 日

（自動車整備事業者名） 御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の自動車（番号標の番号： ）に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名）

印

### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

平成 年 月 日

（都道府県警察名） 殿

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号：

整備事業者名：

電 話：

F A X：

印

— —

— —

### 3) 警察署に出頭しての照会方法

1 まず、図3の「照会書兼同意書」に必要事項を記入するとともに、同意書の所定の欄に使用者に署名  
又は記名押印をして頂き、これを警察署の窓口  
に提示して照会します。

2 照会の結果、**車検拒否の対象となっている場合は**、その旨が記載された図4の「**放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)**」が交付され、**対象外の場合は**、その旨が**口頭**で回答されます。  
なお、ファックス照会と同様、**インターネット照会**を行い、車検拒否の対象となっている可能性があるとの回答があった場合に警察署に出頭しての照会を行うようにして下さい。

図4 放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)

放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)

平成 年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会事業者名	

本件担当  
○○県警察  
△△警察署  
交通部××課 担当者名  
(連絡先 123-1234-12324)

# 5. 車検整備受注時等の対応

## 1) 車検整備受注時の対応

整備事業者は車検整備の依頼のあったユーザー（車検証の使用者欄に記載された者をいう。ただし、使用者欄に\*\*\*が記載されているものについては、所有者欄に記載された者をいう。以下、同じ。）に対し、『**道路交通法が改正され、駐車違反をした自動車の使用者が、違**

**反金を納付していないと車検を受けられなくなった**』ことを説明し、必要に応じそのユーザーが督促を受けていないことを確認します。その際、警察庁の作成した車検拒否制度の周知用ポスターやチラシを示しながら説明を行うと効果的と思われます。

### ① ユーザーが督促を受けている旨を告知した場合の対応

ユーザーに公安委員会から送付された「放置違反金等の納付書」を持って都道府県の指定金融機関等に出向き、違反金を納付するようお願いするとともに、納付した際に交付される領収証書等を必ず持参するよう依頼します。これは、違反金を納付

してから運輸支局等において車検拒否制度の対象者としての通知を解除するまでに1～2週間を要することから、解除される前に車検を受検する場合には、必ずこの領収証書等を支局等へ提示する必要があります。

### ② ユーザーが督促を受けているか否かが不明の場合の対応

ユーザーが、顧客（常連客）の場合には違反金の督促を受けていると車検が拒否されることを説明します。また、一見客の場合には車検拒否制度を説明するとともに、整備事業者自らの判断により必要と思われる場合には、ユーザーの同意を必ず得た上で、同意書に署名又は記名押印をして頂いた後、パソコン等により照会を行い、当該ユーザー

が督促を受けていないことを確認することも必要と思われます。照会した結果、万一督促を受けていることが明らかになった場合は、「放置違反金等の納付書」を都道府県の指定金融機関等に持参し、違反金を納付するようお願いするとともに、納付した際に交付される領収証書等を必ず持参するよう依頼して下さい。

### ③ ユーザーが督促を受けていない旨を明言した場合の対応

ユーザーが督促を受けていないことを明言しているので、無理に照会することに同意を求めることはトラブルを起すことにもなり兼ねません。しかし、ユーザーの思い違いや勘違いも想定されますので、

後日、現車又は保安基準適合証を支局等に持込んだ際に、違反金の督促を受けているため車検拒否された場合には余分な費用が発生することを、予め十分に説明しておくことが必要となります。

## 2) 支局等で車検拒否された場合の対応

### ① 指定整備による受検の場合

ユーザーに対して、違反金が納付されていないために、新しい車検証が返付されなかったことを告げ、支局等から配付された通知文及び警察庁のチラシ（図5）「**放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ**」を手渡すとともに、直ちに「違反金等の納付書」を都道府県の指定金融機関等に持参し、違反金の納付をしてもらい、領収証書等を預かります。その後、保安基準適合証

の有効期間内にこの領収証書等を支局等の窓口  
に検査の申請書等の書面の提出と一緒に提示して、  
新しい車検証の返付を受けます。なお、保安基準  
適合証の有効期間が経過した場合は、支局等に現  
車を持ち込んで継続検査を受検するか、または、  
再度、指定整備を実施し新たな保安基準適合証を  
交付して車検手続きを行うことが必要となります。

### ② 現車持込み受検の場合

ユーザーに対して、放置違反金が納付されていないために、新しい車検証が返付されなかったことを告げ、支局等から配付された通知文及び警察庁のチラシ（図5）「**放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ**」を手渡すとともに、直ちに「違反金等の納付書」を都道府県の指定金融機関等に持参し、違反金の納付をしてもらい、領収証書等を預かります。その後、この領収証書等を支局等の窓口  
に検査の申請書等の書面の提出と一緒に提示して、新しい車検証の返付

を受けます。なお、継続検査合格後15日以内にこの領収証書等を支局等の窓口  
に提示すれば、車検証が返付されます。この15日は書類等不備によって手続きが保留となった場合の検査合格の事実を引き継ぐことができる期間であり、当該期間を経過した場合は、領収証書等を提示するだけでなく、改めて検査コースで受検する必要があります。また、当該期間中に車検証の有効期間が経過した場合は、当然運行できなくなりますので、注意して下さい。

図5 放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ

放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ

- 1 都道府県公安委員会（都道府県警察）は、この自動車に係る放置駐車違反について、この自動車の使用者に放置違反金の納付を命じましたが、納付期限までに放置違反金が納付されなかったため、督促状を発しました。
- 2 このため、道路交通法第51条の7第1項の規定により、この自動車の継続検査又は構造等変更検査に際して、自動車検査証（車検証）の有効期間を更新するためには、当該放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示していただく必要があります。
- 3 今回、車検証の有効期間を更新できなかったのは、運輸支局等の窓口でこれらの書面が提示されなかったためです。
- 4 今後、以下の（1）又は（2）のいずれかのとおりにして下さい。
  - （1）この自動車の使用者が未だ放置違反金等を納付していない場合  
早急にこの自動車の使用者において都道府県が指定する金融機関の窓口で放置違反金等を納付し、当該窓口で交付される領収証書等を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。  
放置違反金等の納付書をお持ちでない方は、各都道府県警察の指定する方法により、納付書の再発行を申請して下さい。
  - （2）この自動車の使用者が既に放置違反金等を納付している場合  
納付の際に金融機関の窓口で交付された領収証書等又は都道府県警察から交付された納付・徴収済確認書があれば、これを車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。  
これらの書面がなければ、各都道府県警察の指定する方法により、納付・徴収済確認書の交付を申請して下さい。
- 5 詳しいことは、裏面の「車検拒否制度対応窓口」にお問い合わせください。

警察庁・都道府県警察

## 6. ユーザーとのトラブルを未然に防止するために

車検拒否制度では、使用者が違反金の納付を督促された場合、当該自動車の次回の車検が拒否されることとなりますが、その前段階で、駐車違反が確認された際に「確認標章(参考1)」とともに取り付けられる書面(参考2)に、違反金を滞納すると車検拒否となる旨が、さらに公安委員会より使用者に郵送される「弁明通知書」に同封される書面(参考3)及び「納付命令書(参考4)」並びに「督促状(参考5)」の文面に、違反金を納付しないと「次回の車検が拒否される」旨の説明がなされており、使用者が車検を拒否されることを知りつつ、車検整備を整備事業者に依頼することは想定し難いものです。しかし、拒否されることを知らずに車検整備を依頼するユーザーも皆無とは思われません。整備事業者の皆様には、このユーザーに上手く対応することが求められ

ますが、そのためには、車検整備の依頼を受けた際に、車検拒否制度について十分な説明が必要となります。さらに、必要に応じ車検拒否の対象か否かを照会することとなりますが、その際には、必ずユーザーの同意を得た上で、同意書に署名又は記名押印をして頂く必要があります。口頭による同意だけでは、後日、ユーザーとの「同意した」、「同意していない」のトラブルを生じることが十分予測されますので、必ず実行して下さい。

また、同意を求めることは、ユーザーの気分を損ねることも予測されますので、このようなことのないように十分に注意を払う必要があります。

車検拒否制度に関する問い合わせ等は、各都道府県警察に設置される対応窓口にご相談下さい。



## — システム総合手引き —

I	TOP画面までの流れ	14
II	TOP画面	16
III	各機能についての紹介	18
(1)	各種案内	18
(1)-1	新着情報／お知らせ	18
(1)-2	制度のご案内（警察庁）	18
(1)-3	利用申請の手引	19
(1)-4	システムご利用の手引	19
(2)	利用申請	20
(2)-1	利用申請（登録）	20
(2)-2	利用申請承認状況	26
(3)	システム	29
	・ログイン	29
	・メインメニュー	30
(3)-1	滞納車情報照会	31
(3)-2	照会履歴抽出	34
(3)-3	登録内容変更	36
(3)-4	パスワード変更	39
(4)	オプション	42
(4)-1	同意書のダウンロード	42
(4)-2	練習システム	43
(4)-3	プライバシーポリシー	43

<ご注意>本手引きは、平成18年1月末現在の設計に基づいて作成しておりますので、システム本稼働後の内容と異なる場合もございます。予めご了承下さい。



## I TOP画面までの流れ

- I-① WEBブラウザ (Internet Explorerなど) を起動して下さい。
- I-② WEBブラウザのアドレス欄に以下のURLを入力して、日整連のホームページを開いて下さい。 ※全て「半角アルファベット」で入力して下さい。

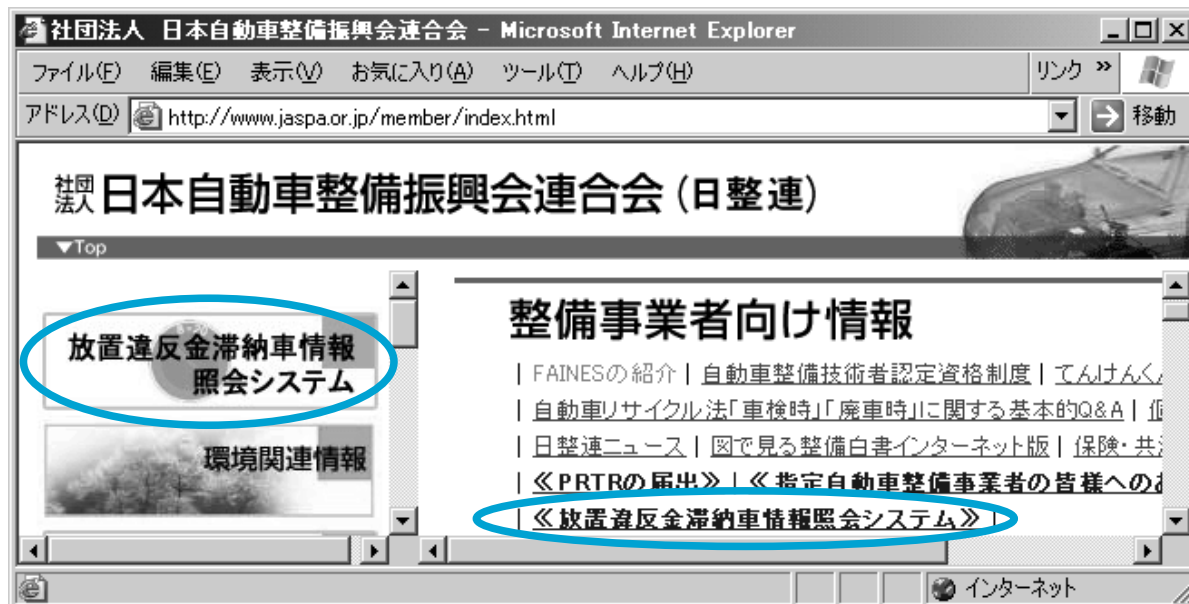
日整連ホームページのURL=「<http://www.jaspa.or.jp/>」



- I-③ <整備事業者向け情報>をクリックして下さい。  
整備事業者向け情報のページが表示されます。



- I-④ <放置違反金滞納車情報照会システム>をクリックして下さい。  
 ボタン・文字どちらでも可です。  
 所属振興会の選択画面が別Windowで表示されます。

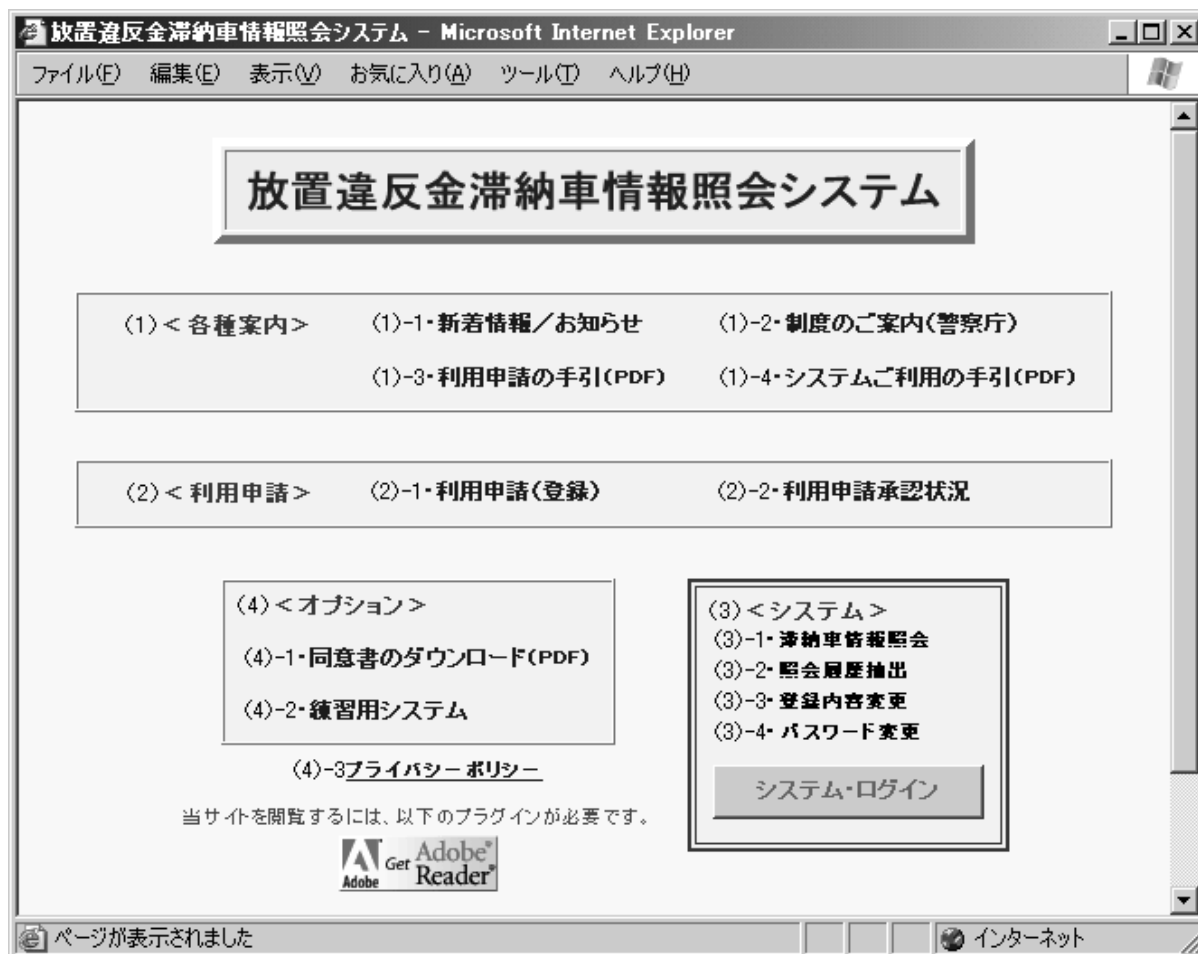


- I-⑤ 所属する振興会の名前をクリックして下さい。  
 「放置違反金滞納車情報照会システム」のTOP画面が表示されます。



## II TOP画面

この画面が「放置違反金滞納車情報照会システム」(以下、本システムと言う。)の最初の画面で、「TOP画面」と呼びます。(実際の画面には各項目の項番((1)-1等))は表示されません。)



TOP画面内の各機能は以下のとおりで、該当箇所をクリックすることにより処理を実行できます。画面内の番号及び説明ページをご参照のうえ、機能をご確認下さい。

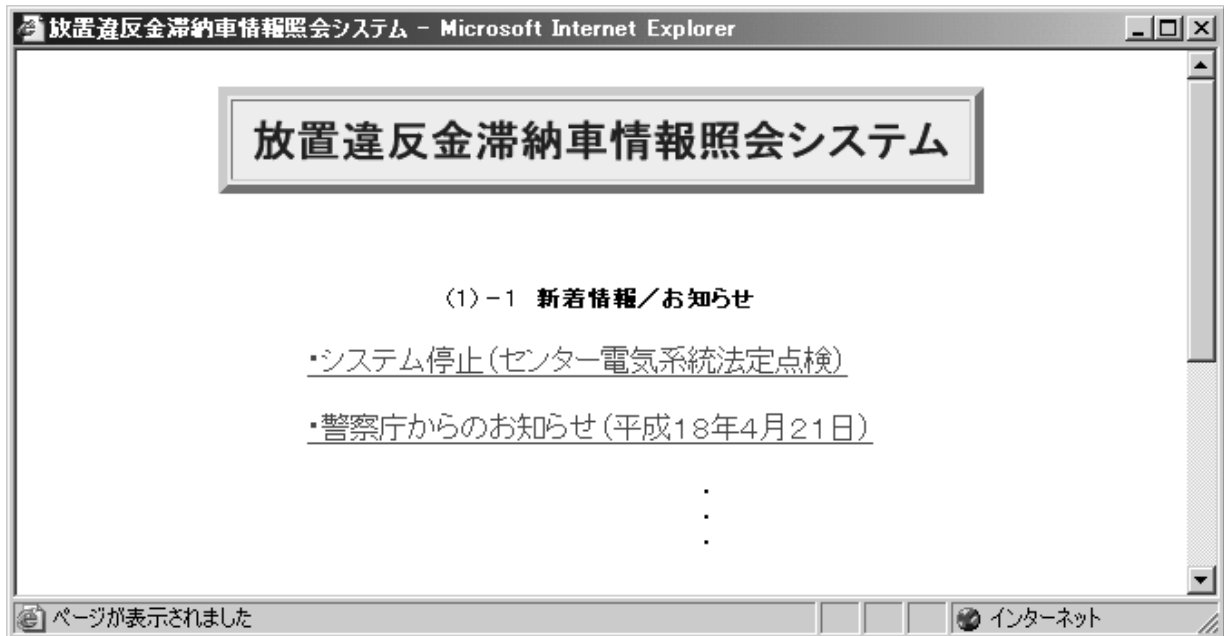
項目名	機能	内容	説明ページ
(1)各種案内	(1)-1 新着情報／お知らせ	警察庁や日整連からのお知らせ、本システムのメンテナンス予定などを情報提供します。適宜、ご確認下さい。	18
	(1)-2 制度のご案内(警察庁)	警察庁からの制度のご案内です。必ず読んで下さい。	18
	(1)-3 利用申請の手引	利用申請をして新たにIDを取得するための手引書です。	19
	(1)-4 システムご利用の手引	本システムの主要な機能を利用するための手引書です。	19
(2)利用申請	(2)-1 利用申請(登録)	本システムの利用を申請・登録します。	20
	(2)-2 利用申請承認状況	本システムの利用申請の承認状況が確認できます。	26
(3)システム	システム・ログイン (3)-1 滞納車情報照会 (3)-2 照会履歴抽出 (3)-3 登録内容変更 (3)-4 パスワード変更	登録・承認済みの場合のみ利用できます。 ログイン画面を表示し、本システムの利用を開始します。	29
(4)オプション	(4)-1 同意書のダウンロード	警察庁及び国土交通省から自動車ユーザーへのご案内が書かれた同意書です。本システム利用に当たっては、この同意書が必須です。	42
	(4)-2 練習用システム	本システムを疑似体験できます。 登録後、実際に照会する前の練習などにご利用下さい。	43

## Ⅲ 各機能についての紹介

### (1) 各種案内

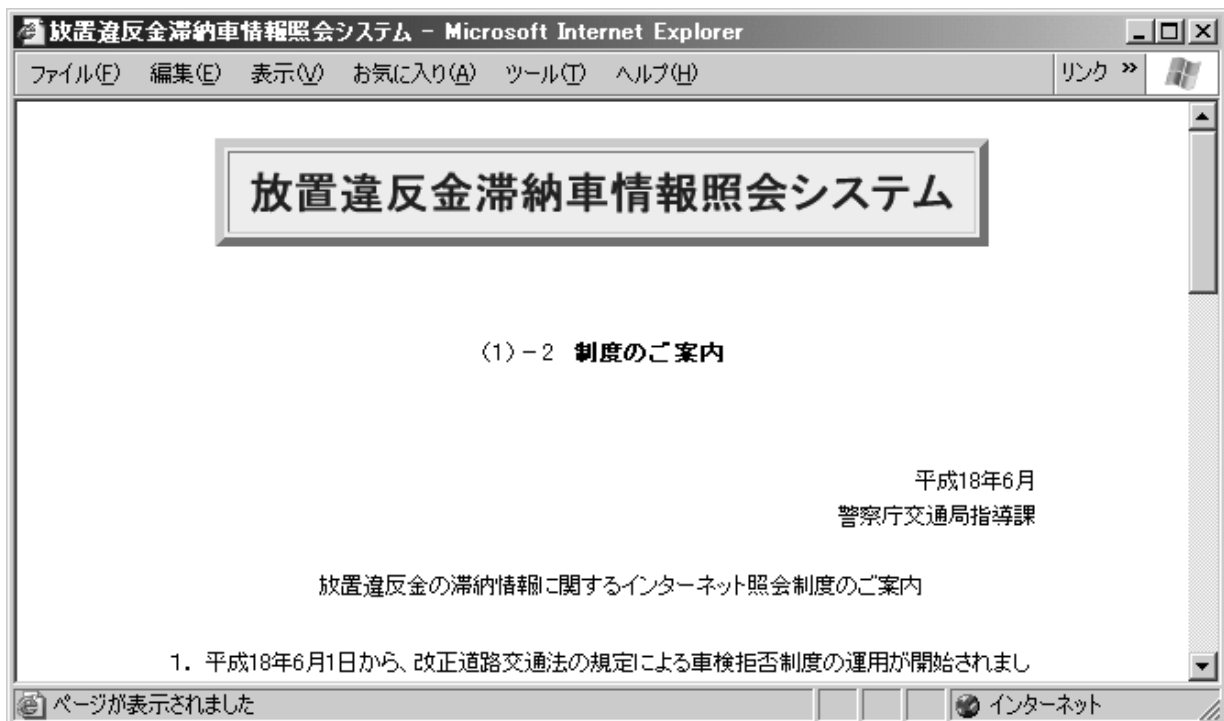
#### (1)-1 新着情報／お知らせ

警察庁や日整連からのお知らせ、本システムのメンテナンス予定などを情報提供します。適宜、ご確認下さい。(画面内容は一例です。)



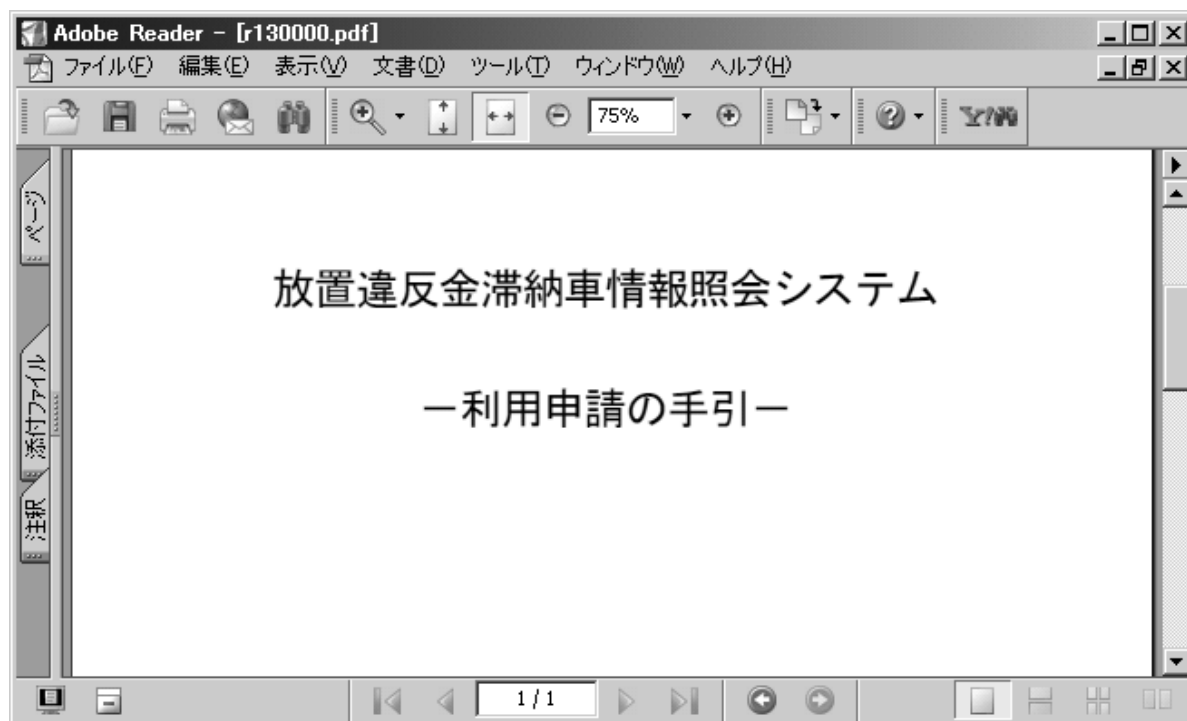
#### (1)-2 制度のご案内(警察庁)

警察庁からの制度のご案内です。必ずお読み下さい。



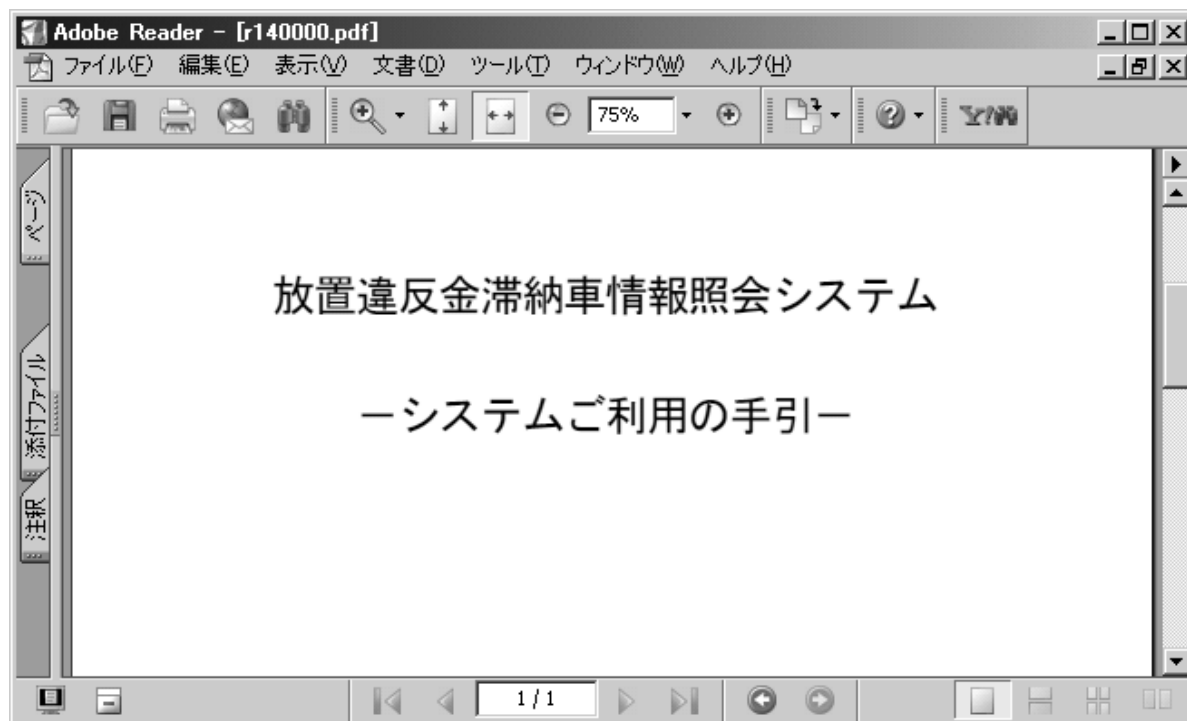
### (1)-3 利用申請の手引

利用申請をして新たにIDを取得するための手引書です。



### (1)-4 システムご利用の手引

システムの主要な機能を利用するための手引書です。



## (2) 利用申請

### (2)-1 利用申請(登録)

まずは本システムへの利用申請(登録)についての概要を以下にご案内致します。

#### 【利用対象者】

- ・本システムが利用できるのは、自動車整備振興会(以下「振興会」という)の会員である自動車分解整備業の認証事業場です。それ以外の方は利用できません。
- ・複数の認証事業場で事業を営んでおられる整備事業者の皆様は、本システムの利用を希望するすべての事業場について、それぞれ利用申請を行って下さい。
- ・利用申請は一事業場当たり一回とします。

#### 【申請方法】

- 1.本システムの<利用申請(登録)>を活用して、利用する認証事業場の登録を行って下さい。(電子申請)
- 2.申請完了画面に通知された期日(利用申請(完了通知)画面参照)までに認証書(写)を所属する振興会に送付して下さい。

以下の手続きが完了すると本システムの利用が可能になります。

- ①振興会で認証書(写)と電子申請の内容を照合・確認の上、申請受理の登録をして、日整連に電子送付します。
- ②日整連では申請受理の登録が行われた利用申請をとりまとめて、警察庁に承認申請を行います(オフライン)。
- ③警察庁は利用申請を審査の上、承認する事業場を日整連に通知します(オフライン)。
- ④日整連では警察庁から承認の通知を受けた事業場を、本システムの利用者として登録します。

⇒ 日整連が利用者登録した時点で、利用(照会)が可能となります。

※具体的な申請方法につきましては、申請受付体制が整い次第改めてご案内致します。

## (2)-1-① 利用申請(誓約)

表示されている内容を熟読して、すべての事項に同意いただける場合は、<次へ>をクリックして下さい。

同意できない事項がある場合は、本システムの利用申請はできません。<TOPへ戻る>をクリックして申請を終了して下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

### 放置違反金滞納車情報照会システム

(2)-1-① 利用申請(誓約)

**利用申請の前には、必ず以下の(1)~(7)までの事項をお読み頂き、すべての事項に同意していただける場合のみ利用申請をして下さい。**

- (1) 照会にあたっては、その都度、必ず照会に係る自動車の使用者から照会に対する同意書を徹して下さい。
- (2) 警察庁からの求めに応じて、いつでも(1)の同意書を提出して下さい。
- (3) 照会は、継続検査又は構造等変更検査の受検手続きの代行を行う自動車について、車検拒否制度の運用に係るトラブルを未然に防止する目的で行い、それ以外の目的では行わないして下さい。
- (4) 利用者ID、パスワードや照会結果は、厳格に管理し、関係者以外の者に知られないよう注意して下さい。
- (5) (1)から(4)までの事項に違反し、または利用者ID、パスワード若しくは照会結果が関係者以外の者に漏洩したことが判明した場合は、以後の照会を行うことができません。
- (6) 都道府県警察に対する放置違反金滞納車情報照会は、インターネットによる照会により、車検拒否制度の対象となっている可能性がある旨の回答を得た自動車についてのみ行うようにして下さい。
- (7) 申請事項に変更が生じた場合又は整備事業を廃業した場合は、速やかに変更等の登録をして下さい。

(1)~(7)すべてに同意します  
次へ

上記内容には同意できません  
TOPへ戻る

ページが表示されました

インターネット



## (2)-1-② 利用申請(申請内容入力)

申請に必要な事項を入力していただきます。メールアドレスを除く、すべての項目が入力必須です。  
入力が終了したら<次へ>をクリックして下さい。  
誓約画面に戻りたい場合は<誓約画面に戻る>をクリックして下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

### 放置違反金滞納車情報照会システム

(2)-1-② 利用申請(申請内容入力)

利用申請は認証事業場単位でお願い致します。事業者が複数の事業場で本システムの利用を希望される場合は、利用を希望されるすべての事業場について申請して下さい。

利用申請には、以下の申請項目を入力して下さい。  
(メールアドレス以外は入力必須です)

所属振興会:  (選択して下さい)

事業場名:  (全角)

認証番号:  (全角) 例: ハー1234

事業場の申請者:  (全角)

事業場郵便番号:  (半角数字) 例: 1001234

事業場所在地:  (全角)

連絡先電話番号:  (半角数字) 例: 0312345678 ※市外局番から入力

連絡先FAX番号:  (半角数字) 例: 0312345679 ※市外局番から入力

メールアドレス(任意):  (半角)

パスワード入力:  (半角英数字/6~12桁)

次へ(入力確認)      誓約画面に戻る      利用申請中止(TOPへ)

ページが表示されました      インターネット

## 入力項目の説明

項 目	説 明
所属振興会	プルダウンメニューから所属する振興会を選択して下さい。
事業場名	認証書に記載されているとおりに事業場の名称を入力して下さい。
認証番号	認証書に記載されているとおりに入力して下さい。
事業場の申請者	本システムの利用申請者名を入力して下さい。
事業場郵便番号	半角数字で7桁を入力して下さい。 途中に-（ハイフン）は入れません。
事業場所在地	事業場の所在地を入力して下さい。
連絡先電話番号	事業場に連絡する必要がある場合に使用しますので、連絡を受けることが可能な電話番号を市外局番から半角数字で入力して下さい。 途中に-（ハイフン）は入れません。
連絡先FAX番号	事業場に連絡する必要がある場合に使用しますので、連絡を受信できるFAX番号を市外局番から半角数字で入力して下さい。 途中に-（ハイフン）は入れません。
メールアドレス	電子メールで“車検拒否制度に関するお知らせ”を配信することもありますので、差し支えなければメールアドレスを半角英数字・記号で入力して下さい。 必須ではありませんので、未入力でも構いません。
パスワード	本システムにログインするための登録IDを発行しますので、利用者自らがパスワードを設定して下さい。6桁以上12桁以下の半角英数字で入力して下さい。 大文字と小文字は区別（別物と）して扱われるので注意が必要です。

### (2)-1-③ 利用申請(入力確認&登録)

入力した内容を確認して下さい。

問題がなければ<次へ>をクリックして下さい。システムに登録すると登録IDが発行されます。

入力内容を変更したい場合は<入力画面に戻る>をクリックして下さい。

#### (2)-1-④ 利用申請(完了通知)

利用申請登録が完了したメッセージが表示されます。メッセージの下には発行された登録IDも含めた警察庁宛ての利用申請書が表示されますので、必ず印刷して下さい。

印刷が終了したら電子申請は終わりです。

<完了(TOPへ)>をクリックして画面を閉じて下さい。

The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer window titled "放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer". The main content area has a header box with the title "放置違反金滞納車情報照会システム". Below this is a sub-header "(2)-1-④ 利用申請(完了通知)". The main text reads: "お疲れ様でした。システムでの利用申請は終了です。申請・登録内容を印刷して大切に保管して下さい。2006年1月9日に申請されました。2006年4月9日までに所属する整備振興会に事業場の”認証書の写し”を送付して下さい。" followed by two bullet points: "・”認証書の写し”を送付しなければ、この利用申請は承認されません。" and "・利用申請が承認されますと、登録IDが自動的に利用者IDとなります。". Below this is a box titled "利用申請書" containing the following information: "警察庁交通局交通指導課様 (社団法人日本自動車整備振興会連合会 経由)" and "以下のとおり、放置違反金滞納車情報照会システムの利用申請を致します。". The application details are: "所属振興会：日本自動車整備振興会連合会", "事業場名：日整連オート", "連絡先電話番号：0334046141", "認証番号：987654", "連絡先FAX番号：0334046478", "事業場の申請者：日整太郎", "メールアドレス：", "事業場郵便番号：1066117", "登録ID：testid133751", "事業場所在地：東京都港区六本木6-10-1", "パスワード：jaspa0000". At the bottom of the page are two buttons: "申請・仮登録内容を印刷" and "完了(TOPへ)". The browser's status bar at the bottom shows "ページが表示されました" and "インターネット".

## (2)-2 利用申請承認状況

認証書(写)が振興会に到着してから利用可能になるまで数日を要します。

申請窓口である振興会に申請手続きの進捗状況をお問い合わせいただいても、状況はわかりませんので、進捗状況を確認したい場合は、本システムに用意した<利用申請承認状況>を活用して下さい。

### (2)-2-① 利用申請の承認状況(仮ログイン)

登録(利用申請)時に発行された登録IDとご自分で設定したパスワードを用いて、仮ログインします。

登録IDとパスワードを入力して、<承認状況確認>をクリックして下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム

(2)-2-① 利用申請の承認状況(仮ログイン)

個別に承認状況を確認したい方は、申請時に発行された登録IDとパスワードを入力して承認状況確認ボタンをクリックして下さい。

登録ID:

パスワード:

承認状況確認

戻る(TOPへ)

ページが表示されました

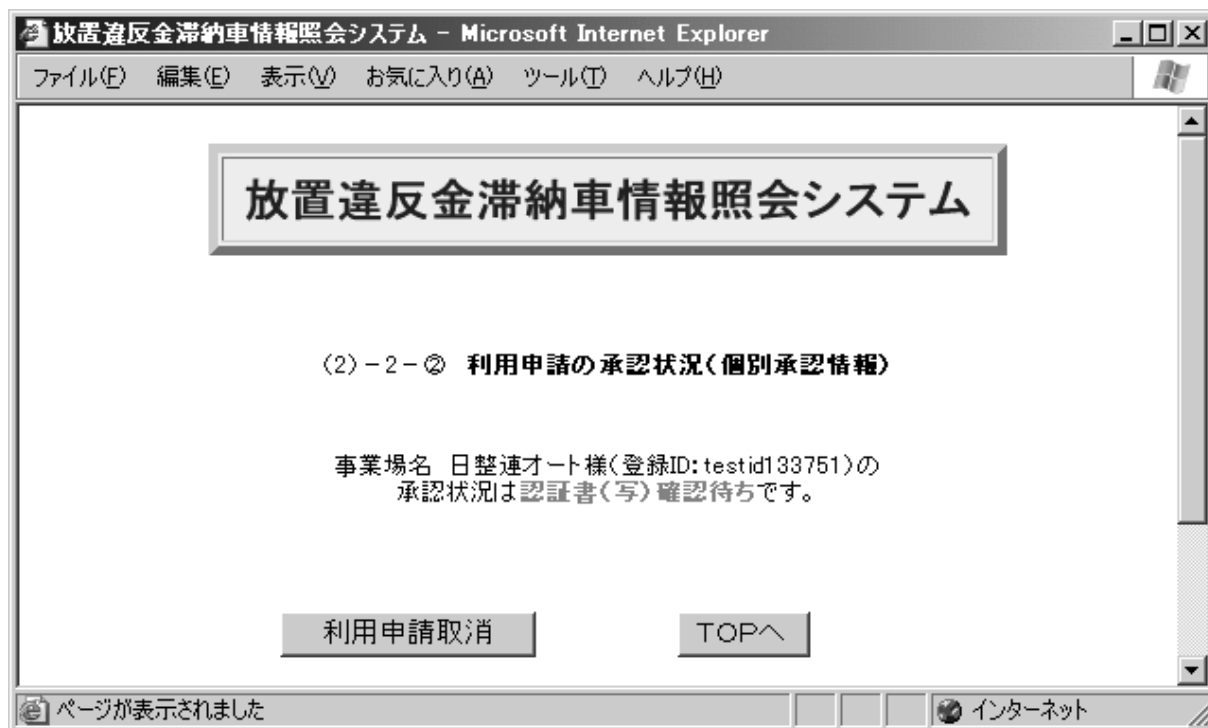
インターネット

## (2)-2-② 利用申請承認状況(個別承認情報)

入力された登録IDとそのIDで識別される“事業場名”が表示されます。自身の事業場名であることを確認して下さい。

承認状況の確認が終わったら<TOPへ>をクリックしてTOP画面へお戻り下さい。

万一、利用申請を取り消す場合は<利用申請取消>をクリックして下さい。



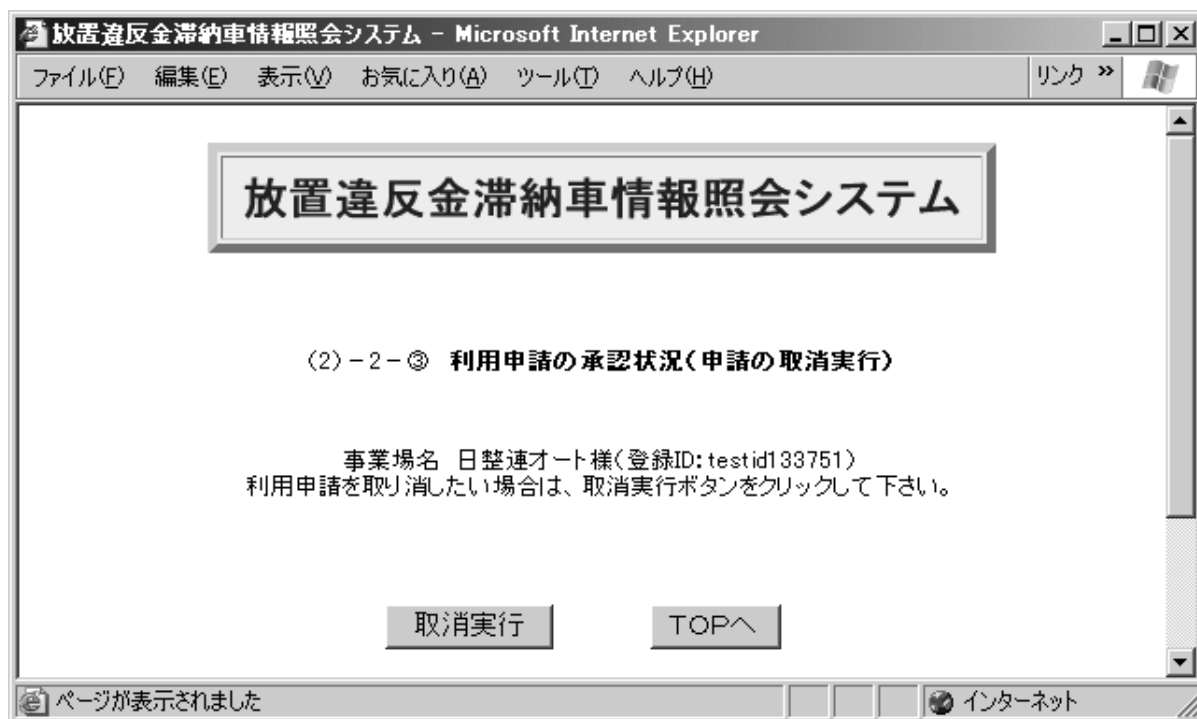
### 承認状況の説明

状況の表示	説明
警察庁承認済(有効)	手続きはすべて終了しました。本システムの利用が可能な状況です。
警察庁承認待ち	日整連から警察庁への承認申請は行われました。承認連絡を待っている状況です。
日整連承認申請待ち	振興会での確認処理は行われました。日整連から警察庁への承認申請を待っている状況です。
認証書(写)確認待ち	振興会での確認処理を待っている状況です。
却下	振興会で利用申請が受理されませんでした。事情等は振興会にお問い合わせ下さい。
有効期限切れ	振興会での確認処理を待っている間に有効期限(申請日から3ヶ月)が過ぎてしまいました。認証書(写)の送付を忘れていないか確認の上、事情等は振興会にお問い合わせ下さい。

### (2)-2-③ 利用申請承認状況(申請の取消実行)

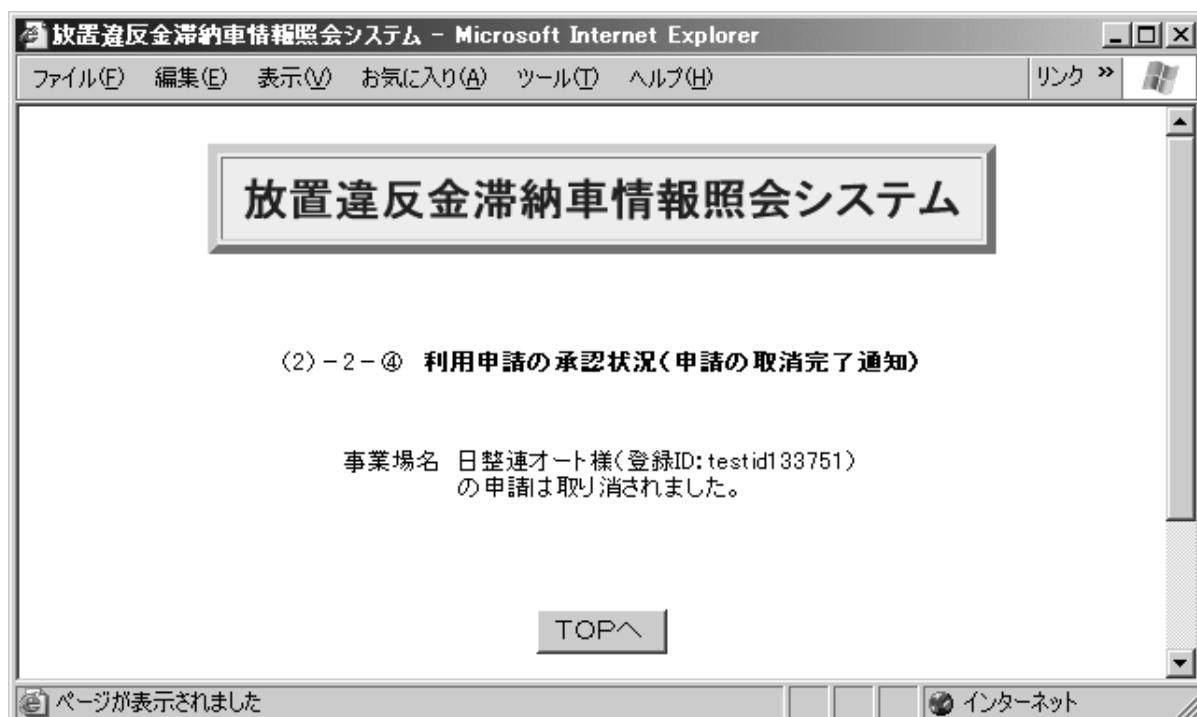
入力された登録IDとそのIDで識別される“事業場名”が表示されます。自身の事業場名であることを確認して下さい。

本当に利用申請を取り消す場合は<取消実行>をクリックして下さい。



### (2)-2-④ 利用申請承認状況(申請の取消完了通知)

申請を取り消した登録IDとそのIDで識別される“事業場名”が表示されます。自身の事業場名であることを確認して下さい。



### (3) システム

システムの機能としては、滞納車情報照会の他、照会履歴や登録内容等が確認できます。

- ・ログイン

TOP画面の<システム・ログイン>ボタンをクリックすると、別Windowが立ち上がり<ログイン画面>が表示されますので、利用者IDとパスワードを入力して<送信>ボタンをクリックします。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

## 放置違反金滞納車情報照会システム

利用者ID・パスワードを入力して、送信ボタンを押して下さい

**ログイン**

利用者ID:

パスワード:

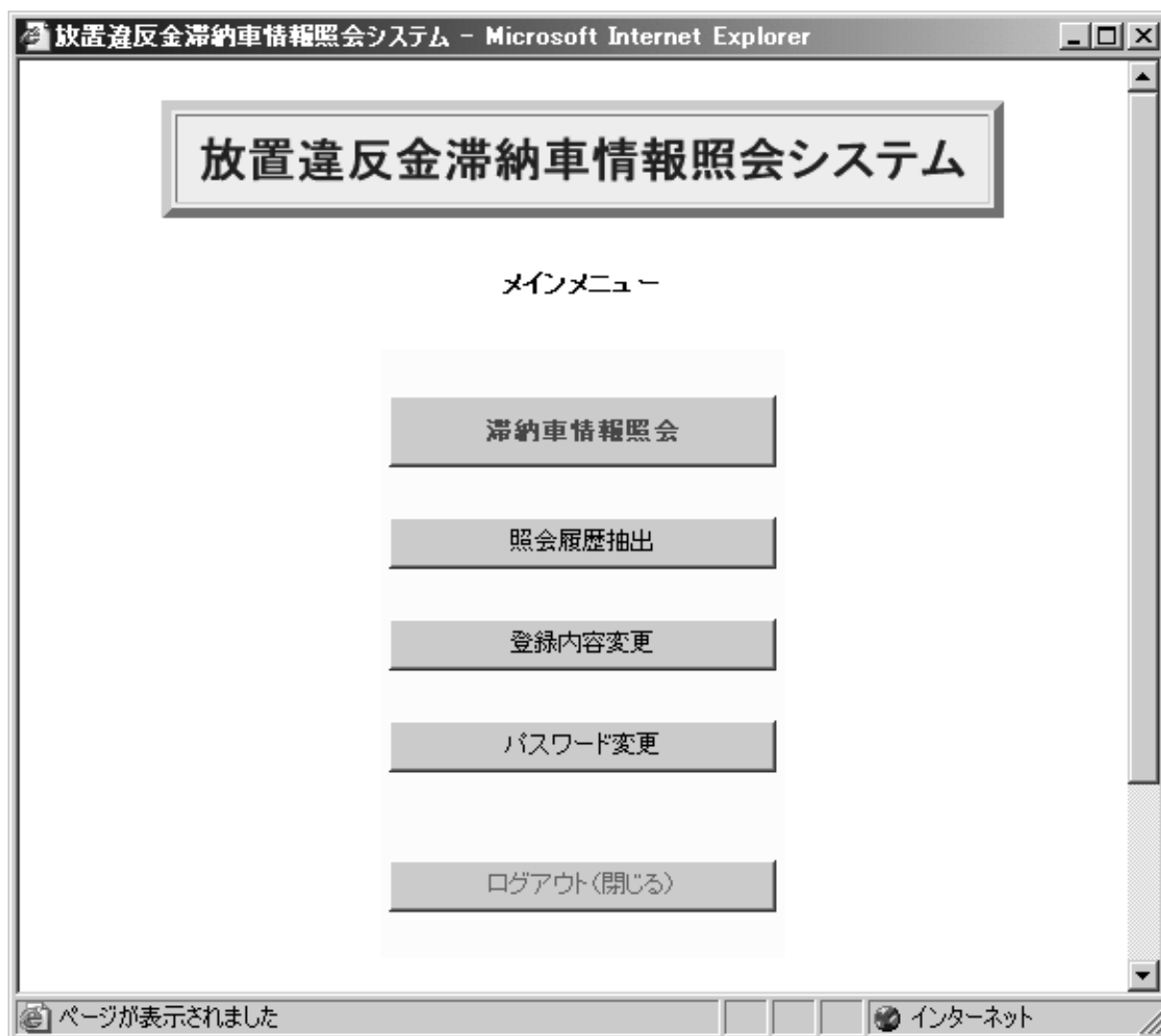
ページが表示されました

インターネット



- ・メインメニュー

正常にログインすると、以下の<メインメニュー>が表示されますので、操作を行うものを1つ選択して、クリックして下さい。



### (3)-1 滞納車情報照会

#### (3)-1-① 情報照会(情報入力&同意書確認)

- 車検拒否の可能性を照会する自動車のナンバープレート情報を車検証記載のとおりに入力して下さい。
- 1回に最大5件の照会が同時に可能です。
- 入力が済みましたら<次へ>をクリックして下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

## 放置違反金滞納車情報照会システム

(3)-1-① 情報照会(情報入力&同意書確認)

照会したいナンバープレート情報を入力して  
同意書の確認を行って下さい(最大5件)

車両区分		支局名等	分類番号	かな	一連番号 (半角数字)	同意書確認
<input type="radio"/> 軽	<input checked="" type="radio"/> 登録	品川	33	て	98	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="radio"/> 軽	<input checked="" type="radio"/> 登録	品川	300	に	6141	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="radio"/> 軽	<input type="radio"/> 登録	練馬	50	ふ	6478	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="radio"/> 軽	<input type="radio"/> 登録					<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/> 軽	<input type="radio"/> 登録					<input type="checkbox"/>

次へ      戻る

ページが表示されました      インターネット

**【車両区分】**

- “軽自動車” か “登録車” のどちらかのボックスをチェックして下さい。  
横1行の中は “軽自動車” か “登録車” のどちらか1つだけチェックできるようになっています。
- 小型自動二輪車は登録車として扱って下さい。
- 一度チェックするとその行のチェックを消すことはできません。その行を取り消す場合には、【同意書確認】欄のチェックを外して下さい。

**【支局名等】**

- プルダウンメニューから選択して下さい。

**【分類番号】**

- 車検証記載のとおり番号を半角数字で入力して下さい。

**【かな】**

- プルダウンメニューから選択して下さい。

**【一連番号】**

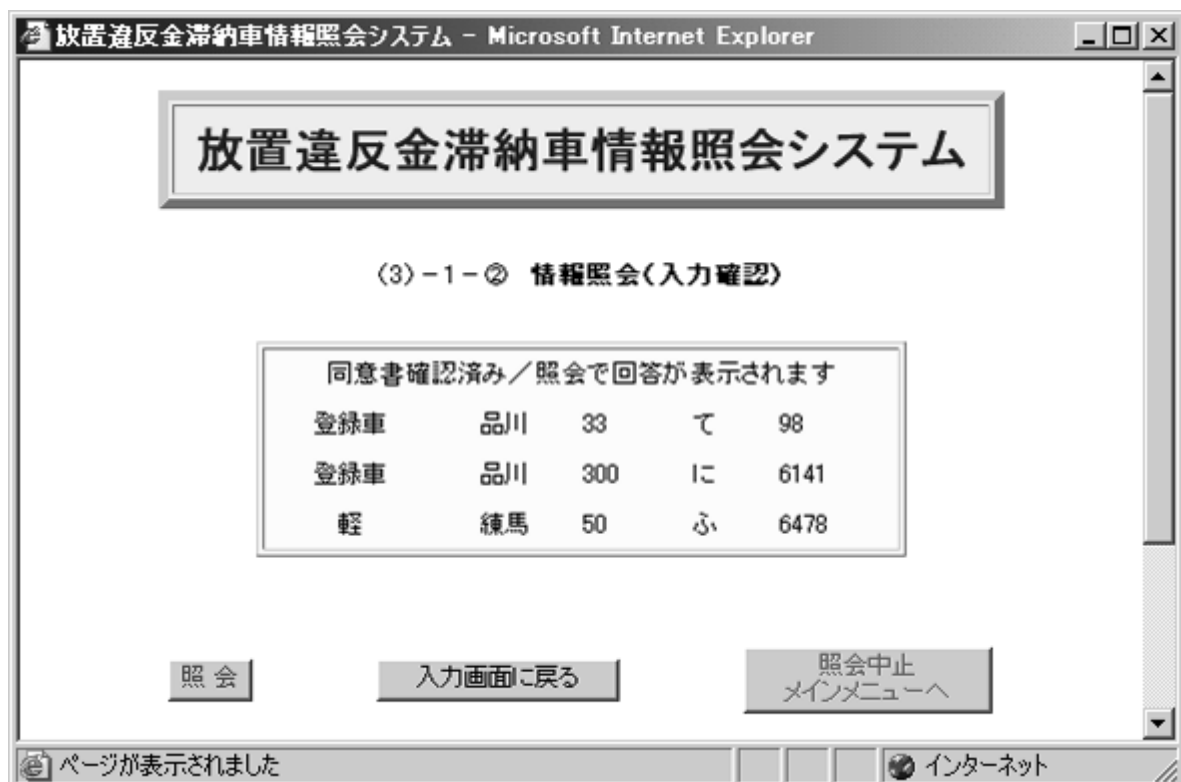
- 車検証記載のとおり番号を半角数字で入力して下さい。

**【同意書確認】**

- 照会を行う自動車の使用者の同意書があることを確認してチェックして下さい。
- 同意書確認欄のチェックがない場合は、照会を行いません。

**(3)-1-② 情報照会(入力確認)**

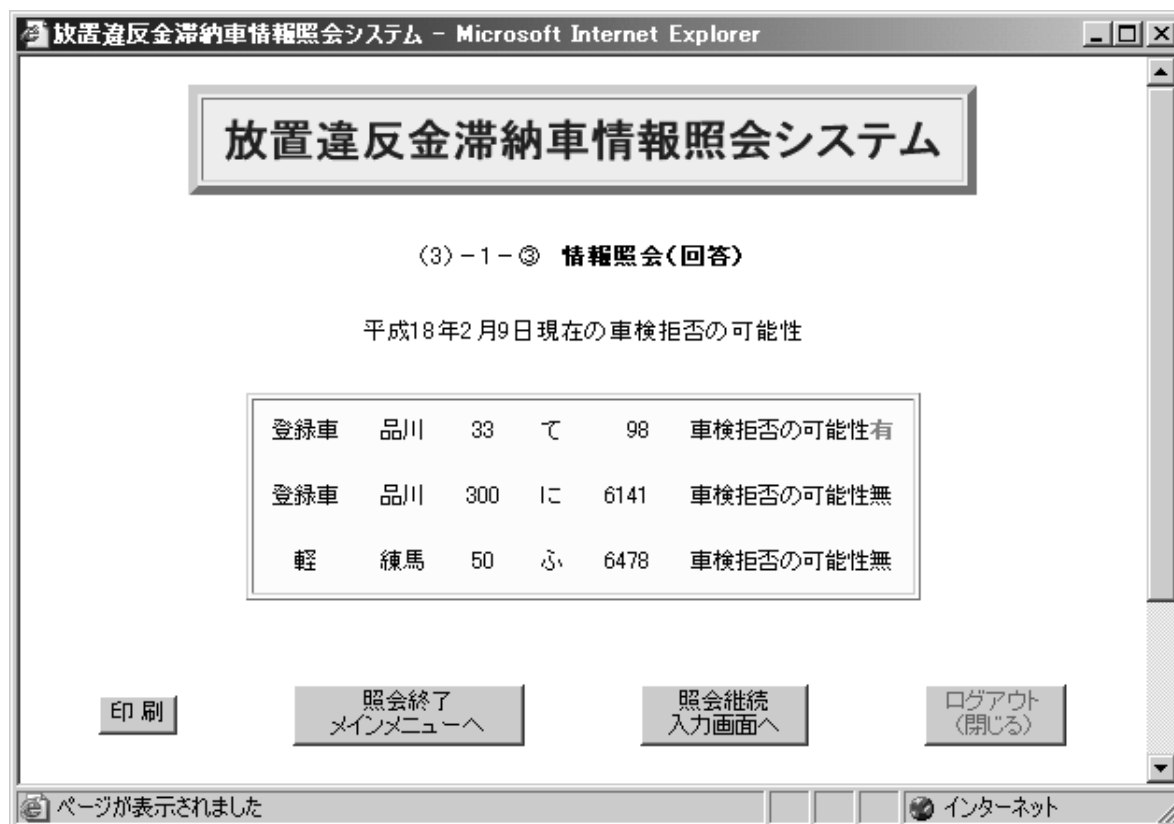
入力画面で入力した内容が表示されます。問題がなければ<照会>をクリックして下さい。  
入力を訂正したい場合は<入力画面に戻る>をクリックして下さい。



### (3)-1-③ 情報照会(回答)

入力した自動車の車検拒否の可能性の有無を表示します。車検拒否の可能性のある自動車は、県警本部等へFAXで確認して下さい。

照会を継続する場合は<照会継続 入力画面へ>をクリックして下さい。



放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

## 放置違反金滞納車情報照会システム

(3)-1-③ 情報照会(回答)

平成18年2月9日現在の車検拒否の可能性

登録車	品川	33	て	98	車検拒否の可能性有
登録車	品川	300	に	6141	車検拒否の可能性無
軽	練馬	50	ふ	6478	車検拒否の可能性無

印刷      照会終了  
メインメニューへ      照会継続  
入力画面へ      ログアウト  
(閉じる)

ページが表示されました      インターネット

### (3)-2 照会履歴抽出

#### (3)-2-① 照会履歴抽出

本システムを利用して照会した記録は、過去3ヶ月間まで遡って抽出できます。記録は月単位で抽出することができますので、ご希望の月を選択してボタンをクリックして下さい。ダウンロード画面が表示されます。

〈例〉現在が2006年2月とすると、選んだボタンにより以下の履歴が確認できます。

- < 当月分 > → 2006年2月分のみ履歴。
- < 前月分 > → 2006年1月分のみ履歴。
- < 前々月分 > → 2005年12月分のみ履歴。
- < 3ヶ月前分 > → 2005年11月分のみ履歴。



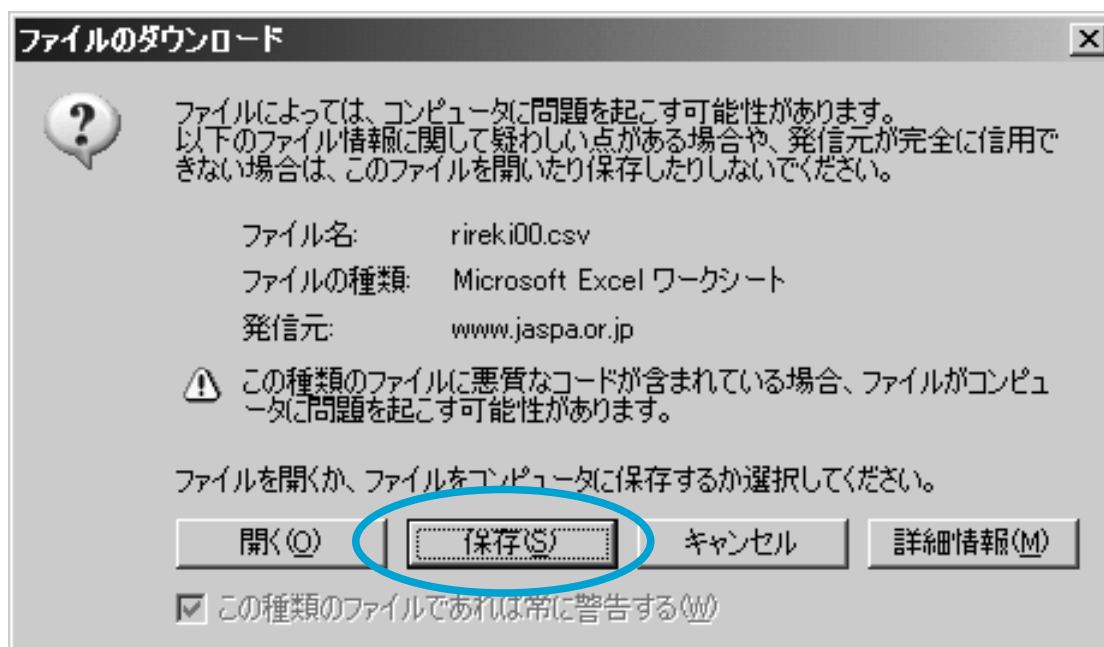
### (3)-2-② 照会履歴抽出(ダウンロード)

照会履歴データ(「csv形式」のファイル)のダウンロード画面が表示されますので、<保存(S)>をクリックしてパソコンに保存して下さい。

保存したファイルをダブルクリックすると記録が確認できます。(保存したデータはエクセル等の表計算ソフトで表示することができます。)

処理が済みましたら<戻る(メインメニューへ)>をクリックして下さい。

※ダウンロード画面は、パソコンによって表示内容が異なる場合があります。



### (3)-3 登録内容変更

#### (3)-3-① 登録内容変更(変更入力)

入力ボックスに、登録されている内容を表示します。

登録内容を変更する項目を訂正して<次へ>をクリックして下さい。

パスワードは専用の変更画面で変更して下さい。

所属振興会が変更になる場合等、変更内容にない項目が変更となる場合は、新規申請を行って下さい。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

## 放置違反金滞納車情報照会システム

(3)-3-① 登録内容変更(変更入力)

所属振興会：日本自動車整備振興会連合会  
認証番号：987654

登録を変更する項目を訂正して下さい。

事業者名：

事業場の申請者：

事業場郵便番号：

事業場所在地：

連絡先電話番号：

連絡先FAX番号：

メールアドレス(任意)：

ページが表示されました

インターネット

### (3)-3-② 登録内容変更(入力確認)

入力した内容を確認して下さい。

問題がなければ<次へ>をクリックして下さい。

入力内容を変更したい場合は<入力画面に戻る>をクリックして下さい。

The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer window titled "放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer". The main content area displays the title "放置違反金滞納車情報照会システム" in a large, bold font. Below the title, the sub-header "(3)-3-② 登録内容変更(入力確認)" is centered. A central box contains the following information:  
所属振興会：日本自動車整備振興会連合会  
認証番号：987654  
登録を以下のように変更しますがよろしいですか？  
事業場名：日整連オート  
事業場の申請者：日整次郎  
事業場郵便番号：1066117  
事業場所在地：東京都港区六本木6-10-1  
連絡先電話番号：0334046141  
連絡先FAX番号：0334046478  
メールアドレス：  
At the bottom of the page, there are two buttons: "次へ(変更)" and "入力画面に戻る". The browser's status bar at the bottom shows "ページが表示されました" and "インターネット".



(3)-3-③ 登録内容変更(完了通知)

利用登録の変更が完了したメッセージが表示されます。変更後の登録内容が表示されますので、印刷しておくことをお勧めします。

放置違反金滞納車情報照会システム

(3)-3-③ 登録内容変更(完了通知)

所属振興会：日本自動車整備振興会連合会  
認証番号：987654

登録を以下のように変更しました

事業場名：日整連オート  
事業場の申請者：日整次郎  
事業場郵便番号：1066117  
事業場所在地：東京都港区六本木6-10-1  
連絡先電話番号：0334046141  
連絡先FAX番号：0334046478  
メールアドレス：

印刷      メインメニューへ

ページが表示されました      インターネット

### (3)-4 パスワード変更

#### (3)-4-① パスワード変更(変更入力)

現在のパスワードと新しいパスワードを入力して<次へ>をクリックして下さい。  
パスワードは6桁以上、12桁以下の半角英数字で設定して下さい。  
変更前と同じものは受けません。

放置違反金滞納車情報照会システム - Microsoft Internet Explorer

## 放置違反金滞納車情報照会システム

(3)-4-① パスワード変更(変更入力)

所属振興会 : 日本自動車整備振興会連合会  
事業場名 : 日整連オート  
利用者ID : testid133751

パスワードを入力して下さい

現在のパスワード :  (半角英数字/6~12桁)  
新しいパスワード :  (半角英数字/6~12桁)

次へ(入力確認)      戻る(メインメニューへ)

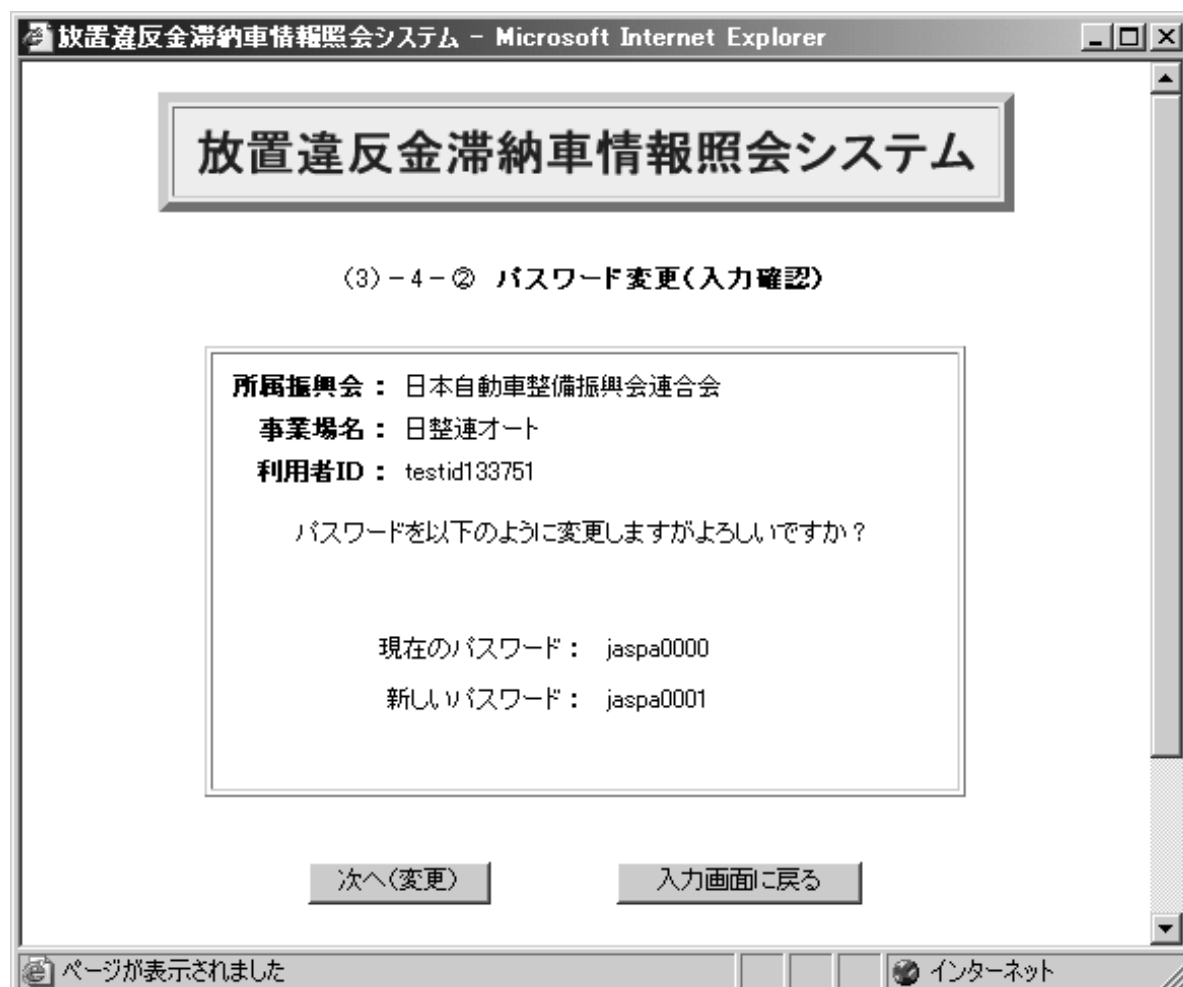
ページが表示されました      インターネット

### (3)-4-② パスワード変更(入力確認)

入力した内容を確認して下さい。

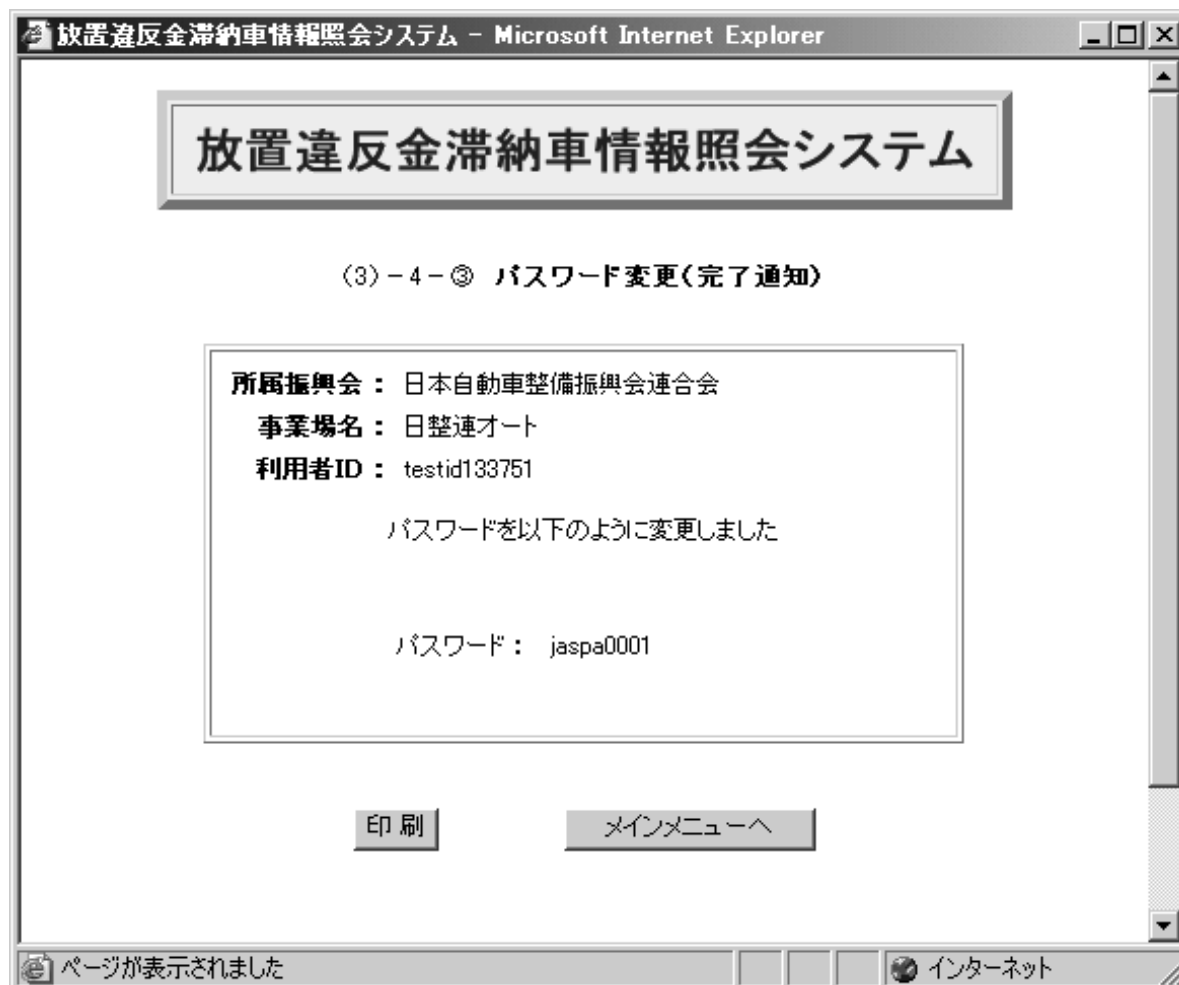
問題がなければ<次へ>をクリックして下さい。

入力内容を変更したい場合は<入力画面に戻る>をクリックして下さい。



(3)-4-③ パスワード変更(完了通知)

パスワードの変更が完了したメッセージが表示されます。変更後のパスワードが表示されますので、必要に応じて印刷して下さい。



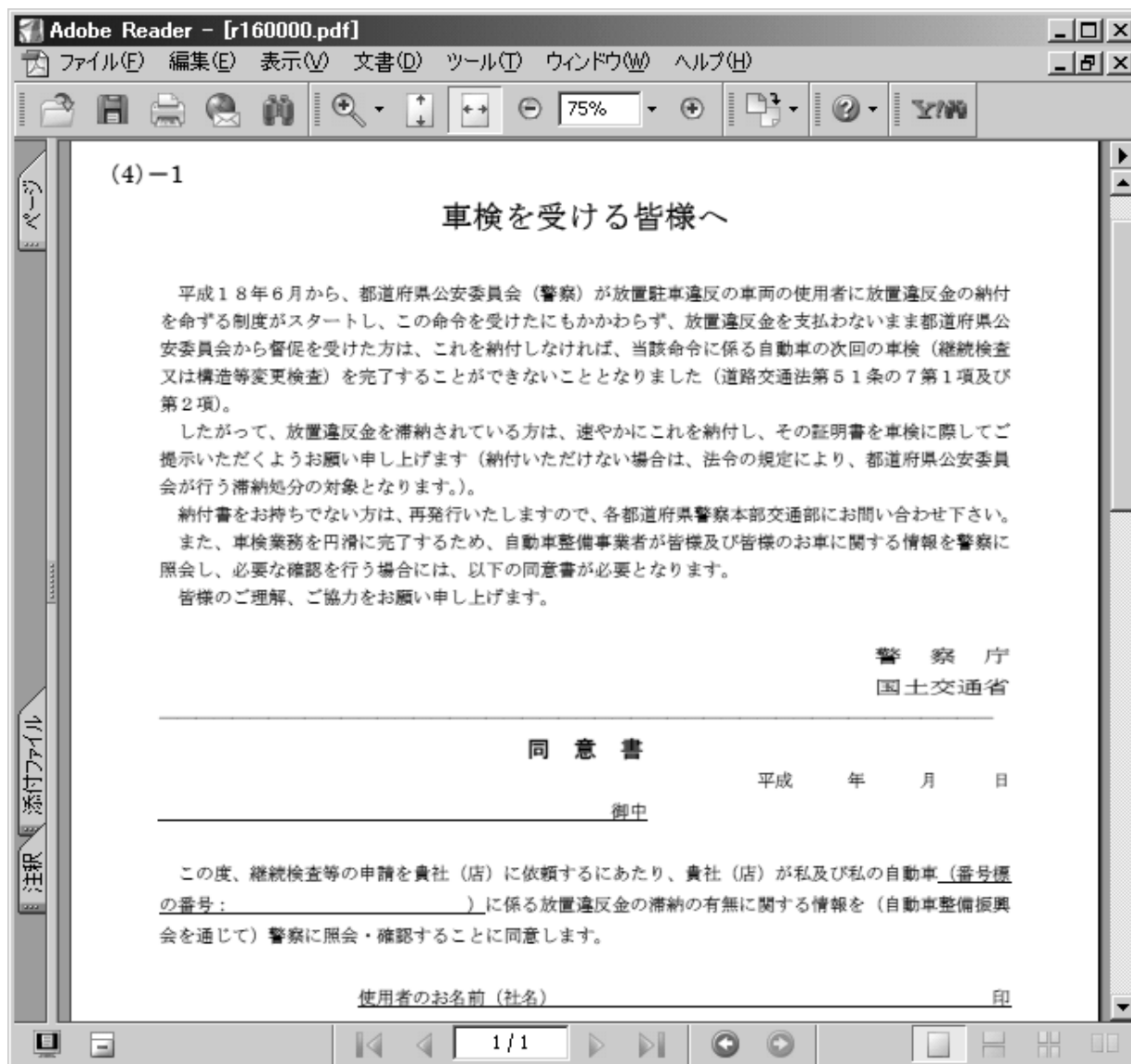
## (4) オプション

### (4)-1 同意書のダウンロード

警察庁及び国土交通省から自動車ユーザーへのご案内が書かれた同意書です。

本システム利用に当たっては、この同意書が必須です。

クリックすると別Windowが立ち上がり、照会に必要な＜同意書＞がPDF形式のデータで表示されますので、印刷してご使用下さい。



#### (4)-2 練習システム

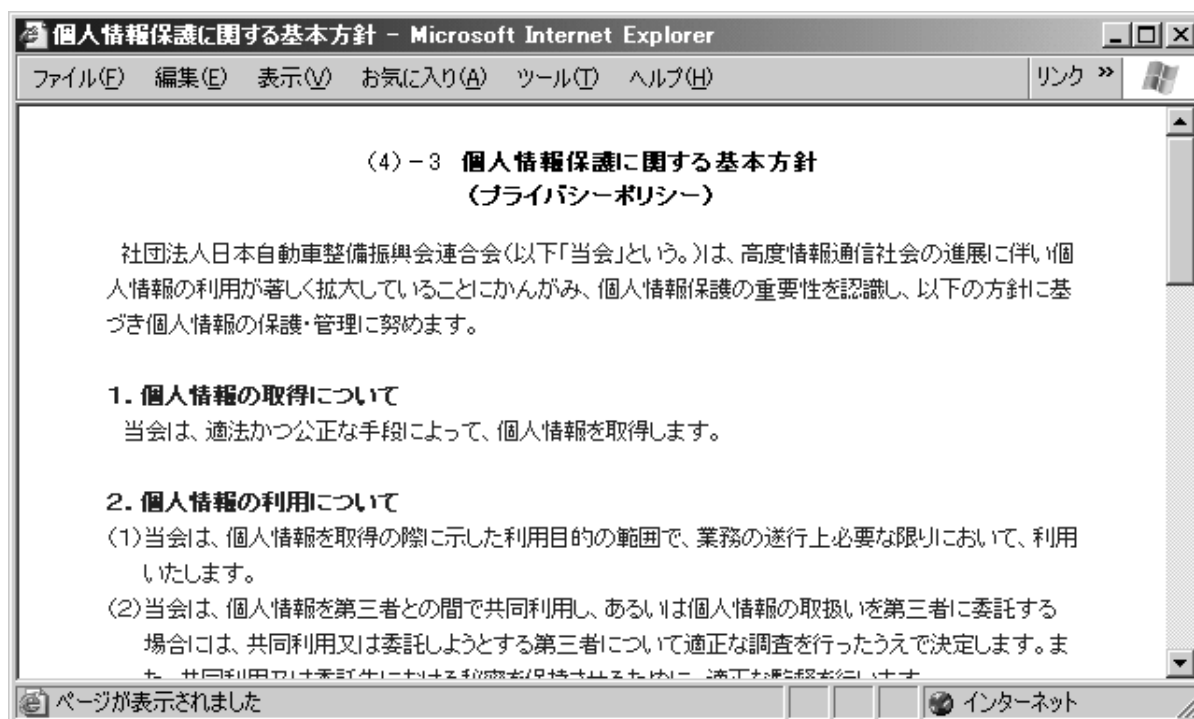
滞納車情報照会を疑似体験できる画面です。

本システムで行った照会はずべて記録され、警察庁に報告されますので、登録後、実際に照会する前の練習などでご活用下さい。

クリックすると別Windowが立ち上がり、練習システムが表示されますが、画面につきましては、本システム公開と同時に運用する予定です。

#### (4)-3 プライバシーポリシー

クリックすると本システムにおけるプライバシーポリシーが表示されますので、ご確認下さい。




## 参考1

### 確認標章

**放置車両確認標章**

(標章番号) \_\_\_\_\_

(登録(車両)番号) \_\_\_\_\_ 号の使用者 殿



**駐車違反**

速やかに移動してください。

この車は、“放置車両”であることを確認しました。

この車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

なお、この標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、この車を運転し駐車した者がこの違反について反則金の納付をした場合又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りではありません。

警察署長

取扱者  
電話番号 \_\_\_\_\_

違反状況	日時	
	場所	
	態様	

この車の使用者、運転者その他この車の管理責任者以外の者がこの標章を破損・汚損し、又は取り除くと処罰されます。

運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。

## 参考2

### 確認標章とともに 取り付けられる書面

のりしろ

---

**お知らせ**

この車の 使用者 殿

この標章は、この車の使用者（通常は、車検証の使用者欄に記載されている者）に、この車が放置車両であることを警察官等又は駐車監視員が確認したこと等をお知らせするものです。

この確認に基づき、今後、公安委員会が、この車の使用者に対して、放置違反金（反則金と同額）の納付を命ずることとなり、関係書類がご自宅等に郵送されますので、書類の記載に従って必要な手続をとってください（※）。その際、違反について弁明がある場合は事前に弁明書を提出する機会が与えられます。

放置違反金納付命令を同一の車両について繰り返し受けると、法令の規定により車両の使用制限命令を受けることとなるほか、納付を命ぜられた放置違反金を滞納すると、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

なお、車両を運転するときは、このお知らせを必ず取り除いてください。

(※)ただし、この車を駐車した運転者が警察署に出頭するなどして、この違反について反則金を納付した場合は使用者に対する放置違反金納付命令は行われませんこととなります。また、その運転者には、法令の規定により、いわゆる免許点数が付加されることとなります。

〇〇警察署

弁明通知書

第 年 月 日	
弁 明 通 知 書	
○○県△△市□□1-1-1 ○ ○ 太 郎 殿	
○○県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	
あなたに対する下記の実事の原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。	
記	
この弁明通知書の番号	第30-106-061107-020015号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第30-106-061107-020015号）
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	金18,000円 の放置違反金の納付命令
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 ○ 違反日時 平成18年11月 7日午後2時10分 ○ 違反場所 ○○県△△市□□2-12-34付近道路 ○ 違反車両番号 ○○ 300 か ●●△△ ○ 違反態様 道路交通法第44条第1項違反
弁 明 書 の 提 出 先	○○県公安委員会（交通○○課○○係担当） 〒111-2222 ○○県△△市□□1-2-3
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
備 考	平成18年12月7日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。
注 弁明の機会の付与に際しての留意事項 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。	

弁明通知書に同封される書面（車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面）

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～  
 放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ 車両の使用制限命令に関するお知らせ ～  
 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。



第 年 月 日 号

放置違反金納付命令書

〇〇県△△市□□1-1-1  
 ○ ○ 太 郎 殿

〇〇県公安委員会

印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。

記

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-106-061107-020015号)
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金18,000円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関
納 付 命 令 の 理 由	<p>あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反日時 平成18年11月 7日午後2時10分</li> <li>○ 違反場所 〇〇県△△市□□2-12-34付近道路</li> <li>○ 違反車両番号 〇〇 300 か ●●△△</li> <li>○ 違反態様 道路交通法第44条第1項違反</li> </ul>

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇県公安委員会に対し、異義申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異義申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒111-2222 〇〇県△△市□□1-2-3  
 〇〇県警察本部交通部交通〇〇課〇〇係  
 電話 (〇〇〇) -△△△-□□□□

第 年 月 日 号

〇〇県△△市□□1-1-1  
 ○ ○ 太 郎 殿

〇〇県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	手数料
	号	円	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇県公安委員会に対して、異義申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異義申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面となりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先
〒111-2222 〇〇県△△市□□1-2-3 〇〇県警察本部交通部交通〇〇課〇〇係 電話（〇〇〇）-△△△-□□□□

◆ 留意事項

※ 延滞金を徴収する場合は、裏面等に、各都道府県警察における延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明を記載する。

# 車検拒否制度に関する



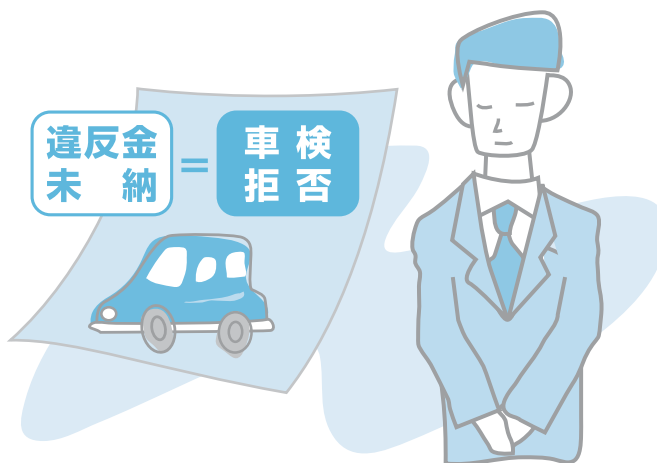
## 1) 車検拒否制度導入に関して

**Q1** 違反金未納付の確認を実質的に整備事業者が行う事になるが、整備事業者の負担が非常に大きいこの制度について警察庁ではどのように考えているのか。

**A1** 警察庁では、平成17年度予算において、車検拒否制度を含めた今回の新駐車対策法制の周知徹底を図るため、全国の整備事業者、警察署等にポスター等を配布する予定であり、事前の制度周知に努める所存です。また、弁明通知、納付命令、督促の各段階を捉えて、車両の使用者に対して、放置違反金を納付していない場合、車検拒否の対象となる旨を周知することとしております。

したがって、車検拒否の対象となっている車両の使用者は、車検証の返付を受けられないことを承知しているものと想定され、通常、あえて、整備事業者に車検手続きの代行を依頼することはないものと考えられます。

警察庁では、これらの措置により、整備事業者の負担が生じないよう努めてまいりたいと考えております。



## 2) ファックスによる事前照会方法の運用等に関して

**Q2** ファックスによる事前照会と回答に要する時間はどの程度を想定しているのか。また、回答方法はどのようになるのか。整備事業者は時間との勝負である。

**A2** 警察庁では、ファックス照会制度について、可能な限り速やかに回答するよう都道府県警察を指導する予定ですが、回答に要する時間は、整備事業者からの照会件数にも左右されるので、確定的にお答えすることはできません。したがって、整備事業者においては、車検拒否による整備料金をめぐるトラブルを

防止するため必要があると認められるときに限って放置違反金滞納情報照会制度を利用するとともに、インターネット照会制度による照会を行い、照会の結果、車検拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車に限ってファックス照会制度を利用するようお願いします。

**Q3** ファックスによる事前照会、及びその回答は土日・祝日も可能か。また、24時間対応できるのか。

**A3** 土日、祝日、夜間は、警察本部では緊急事態等に対応するための必要最小限の当直員しかおりませんので、放置違反金滞納情報照会に回答するための体制がありません。

したがって、ファックス照会制度は、県警本部の平日勤務時間内に限って利用できるとさせていただきます。なお、インターネット照会制度は、夜間休日を問わず利用することができます。

**Q4** 事前照会時は車検受検可能、現車持込み時（保適を含む）は不可になるということがあるのか。

**A4** 照会時と現車持込み時の間に1日以上の間隔が空けば、可能性としてはありえます。



### 3) 個人情報保護法関連について

**Q5** 警察庁(公安委員会)による未納自動車の登録番号と車台番号だけの公表(開示)も個人情報保護法に抵触するのか

**A5** 行政機関個人情報保護法第8条の規定により、原則として禁止されております。

**Q6** 未納自動車の登録番号だけをウェブサイトに公表し、パソコンによる検索方法も個人情報保護法に抵触するのか。

**A6** 前同。

**Q7** 一度同意書を提出したユーザーに対しては、2回目以降の提出を不要とすることができないか。

**A7** 当該使用者において、二回目以降の照会 提出を不要とすることはできません。にも同意していると考えられない以上、

**Q8** ファックスによる事前照会の際、使用者・所有者が法人の場合も個人情報保護法の観点から同意書が必要か。

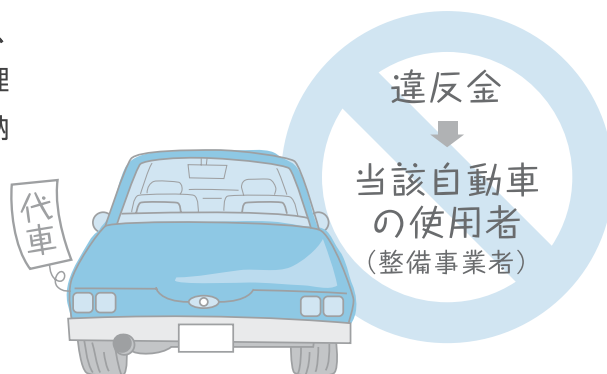
**A8** 事後の紛議を避けるため、同意書が必要と考えております。なお、インターネット照会制度を利用する場合も同様です。



## 4) 代車関係について

**Q9** 代車等自動車を借りたユーザーが駐車違反をし、反則金を納付しない場合には、当該自動車の使用者である整備事業者に納付命令が下されると聞いているが、整備事業者が違反金を支払わなくて済む方策はないのか。

**A9** 整備事業者が代車の使用者である以上、当該整備事業者には当該代車の運行管理責任があり、原則として放置違反金の納付を免れることはできません。



**Q10** リース車両の駐車違反については、誰に違反金納付命令が出されるのか。

**A10** 当該リース車両の実質的な使用者を特定して、その者に放置違反金の納付を命ずることとなります。リース契約の形態にもよりますので、一概にお答えすることはできませんが、通常、リースを受けた者が使用者となるものと考えております。

## 5) 違反金等の支払いに関して

**Q11** 違反金の支払いはどこにどのように行うのか。また、コンビニでも納付可能か。  
・ 仮納付の場合    ・ 納付命令書の場合    ・ 督促の場合

**A11** いずれの場合も地方自治法の規定により、当該放置違反金の納付を命じた都道府県公安委員会が置かれている都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関で支払って頂くこととなります。したがって、コンビニでの納付はできません。

**Q12** 違反金納付書の再発行を受けるための手続きはどこにどのように行き、発行までに何日程度かかるのか。また、違反金納付済みをどのようにして国土交通省に証明するのか。

**A12** 放置違反金納付命令をした都道府県警察（公安委員会）において再発行をいたします。また、都道府県によっても異なりますが、多くの都道府県では、納付書の再発行は即時に行うことができるものと考えています。納付書の再発行についての詳細はA13を

参照して下さい。

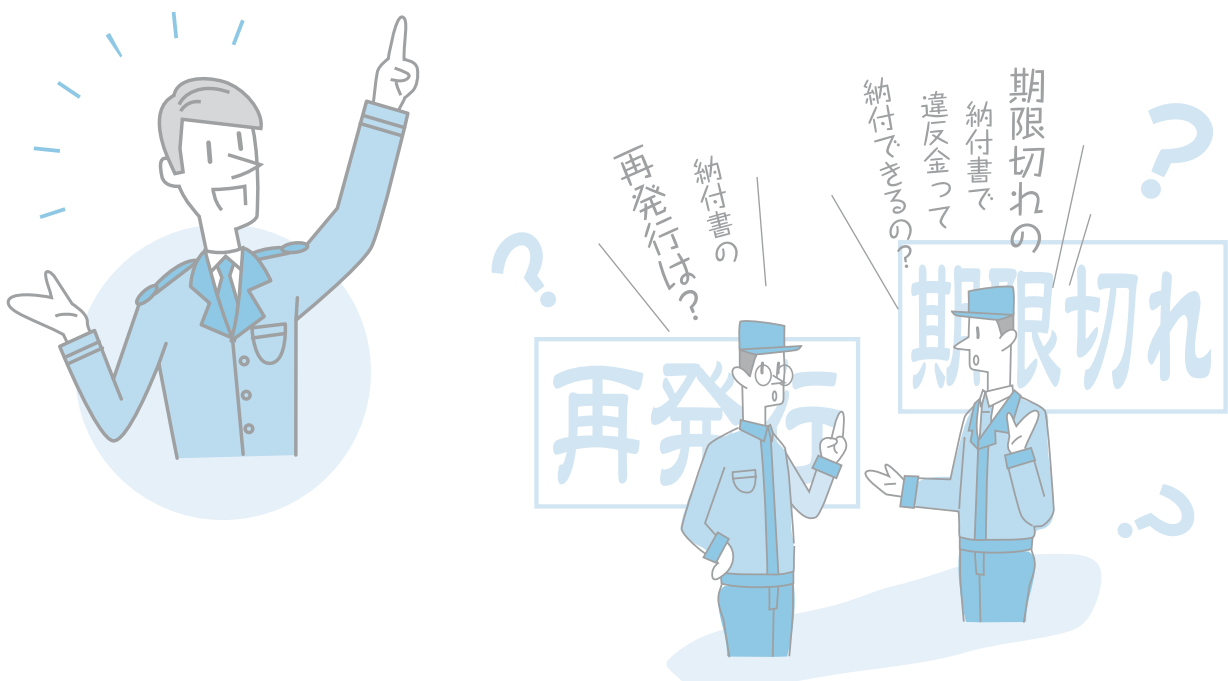
放置違反金等を納付した際に指定金融機関等で交付される領収証書等を提示していただければ、放置違反金を納付したことを証する書面が提示されたものとして取り扱われるようにする予定です。

**Q13** 放置違反金納付命令書の納付の期限後に違反金を納付することも想定されるが、この場合の納付方法はどうか。同命令書と一緒に送付される納付書で期限後にも納付できるのか。または、改めて納付書の交付を求めるのか。また、督促状の指定納付期限の経過後に納付する場合の納付方法はどうか。

**A13** 都道府県警察によって取扱いが異なります。納付命令時、督促時ともに納付期限を経過した納付書により放置違反金等を納付できる都道府県と納付期限を経過した納付書では納付できず都道府県警察から新

たな納付書の交付を受けなければならない都道府県とがあります。

なお、納付書の再発行に係る具体的な手続については右頁のとおりです。



### 3 放置違反金等の納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行については、以下の(1)及び(2)により行うこと。

なお、再発行手続き等については、都道府県警察のホームページに掲載するなどの方法により、その周知を図ること。

#### (1) 警察施設の窓口における再発行

警察施設の窓口における納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

##### ア 再発行場所

少なくとも、各都道府県内に所在する全ての車検場ごとに、当該車検場の所在地を管轄する警察署又は当該車検場に近接するその他の警察施設(警察本部、放置駐車対策センター、反則通告センター等)に納付書の再発行窓口を設置すること。また、各都道府県警察の全警察署で納付書が再発行されることが望ましいため、各都道府県の実情等を踏まえつつ、納付書の再発行窓口の拡大に努めること。

##### イ 再発行手続き

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

#### (2) 郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

##### ア 再発行場所

警察本部担当課宛での郵送による再発行申請を受け付けること。

##### イ 再発行手続き

上記(1)イに準じて再発行すること。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。



## 6) ユーザー等への周知方法（PRの方法）について

**Q14** 周知方法の具体策はどのようなものか。また、その実施時期はいつごろか。

**A14** 平成17年度中に整備事業者に対してポスターを配付することとしているほか、警察署等を通じてポスター及びチラシの配布を行うことを予定しております。周知時期については、平成18年2月頃から3月頃にかけてを考えています。

**Q15** 反則切符(駐車違反)交付時に、車検拒否制度をユーザーに詳しく説明できないか。また、運転免許更新時にも同制度の周知を図れないか。

**A15** 制度が施行されてから当面の間は、放置車両確認標章に制度説明用の文書を添付するよう都道府県警察を指導しております。当該制度説明用の文書には、車検拒否制度に関する説明も記載しております。また、放置車両確認標章を取り付けられた車両の運転者等の求めに応じて車検拒否制度を詳細に説明することとしております。なお、多くの都道府県警察では、運転免許更新時に「交通の方法に関する教則」が掲載された冊子を教本として配布することとしておりますが、制度施行と同時に当該教則の内容を改正し、車検拒否制度に関する説明を記載することとしております。

## 7) 公安委員会から国土交通省への通知に関して

**Q16** 公安委員会が督促をした後、どのくらい経過したら国土交通省へその旨通知するのか。

**A16** 督促状に記載された納付期限の経過後に国土交通省等に通知することとしております。督促状に記載する納付期限は、都道府県によって異なりますが、概ね、督促状を発してから10日程度となるものと考えております。

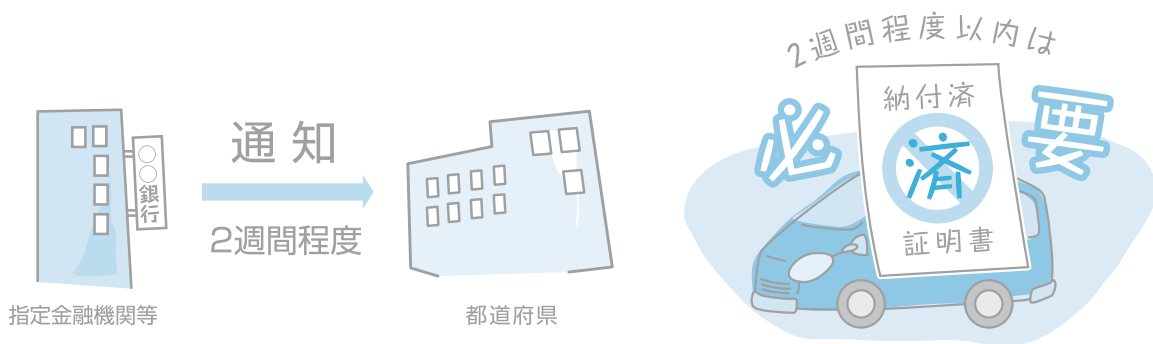
**Q17** 駐車違反金未納情報等の更新はリアルタイムで更新されるのか。

**A17** 放置違反金未納に係る警察庁から国交省への情報更新はリアルタイムではなく、24時間毎に送信され更新される予定です。

**Q18** ユーザーが督促を受けて違反金を納付した場合でも、車検受検の際に納付したことを証する書面の提示が必要となるのか。

**A18** 法律上は、そのとおりですが、運用としては、都道府県警察において放置違反金等の納付が確認できた車両については、車検拒否対象者のデータから削除するよう警察庁から国土交通省等に通知することとしております。ただし、車両の使用者が放置違反金等を都道府県の指定金融機関等で納付した後、当該指定金融機関等から

当該都道府県にその旨の通知が届くまでに長ければ2週間程度かかる（期間は都道府県によって異なります。）こともあるため、納付後2週間程度以内に継続検査等を受検しようとする場合は、放置違反金を納付したこと等を証する書面が必要となります。



**Q19** 駐車違反金を検査直前に振り込んだ場合、更新手続きの際の確認方法としては、振込み済納付書の本通が必要なのか、コピーでよいのか。また、FAXでもよいのか、FAXで可の場合はどこにFAXすればよいのか。

**A19** 放置違反金の納付確認については、本通により確認することとしております。

**Q20** 車検拒否後に使用者が違反金を納付した場合、それが国土交通省に通知され車検を受けられるようになるのは、納付後何日程度となるのか。

**A20** 車両の使用者が放置違反金等を都道府県の指定金融機関等で納付した後、当該指定金融機関等から当該都道府県にその旨の通知が届くまでに長ければ2週間程度かかる（期間は都道府県によって異なります。）こともあるため、警察庁から国土交通省に

通知されるまでの期間もほぼこれと同程度になると考えられます。なお、放置違反金を納付した際に指定金融機関等で交付される領収証書を提示していただければ、いつでも車検を受けることができます。

## 8) ユーザーとのトラブル対応について

**Q21** ユーザーと整備事業者とのトラブルが想定されるが、警察庁ではどのようなトラブルを想定しているのか。また、その対応策をどのように考えているのか。

**A21** 基本的には、トラブルが頻発することはないと考えていますが、例えば、整備事業者が行った滞納情報の照会の結果、当該車両が車検拒否の対象となっているにもかかわらず、その事実を使用者が否定する場合や、車両の使用者が車検拒否制度を知らないことに起因するトラブルなどが生じる可能性は皆無ではないと考えています。このようなトラブルについては、車検拒否制度を巡る問い合わせ等に統一的に対応するための対応窓口を設置するよう都道府県警察を指導していますので、当該対応窓口にお問い合わせるようお願いします。

**Q22** ユーザーと整備事業者とのトラブルが生じた場合、警察はどの程度関与するのかを明確にしたガイドライン的なものを作成してもらえないか。

**A22** 前記のように警察の対応窓口における個別のトラブルへの対応により、各都道府県警察で適切に対応できるものと考えております。制度施行後、万一、トラブルが頻発した場合は、実態を踏まえて、御指摘のようなガイドラインを策定することも検討したいと考えております。

**Q23** 車検拒否理由について整備事業者がユーザーに説明する義務はないのでは。車検を拒否する国土交通省がユーザーに説明する義務があるのではないか。

**A23** 国が自動車検査証の交付を行わない場合、国は使用者に対してその理由を教示することは行政手続法上必要なことから、使用者の申請代理人である整備事業者に教示することも可能と考えております。



## 9) その他

**Q24** 違反金未納自動車の使用者に対し車検時まで待たず、その前に強制的に違反金を納付させるようなことはできないのか。また、車検拒否制度を他の交通違反（スピード違反等）金を納付させるための手段として拡大することはないのか。

**A24** 警察庁では、都道府県警察に対して、放置違反金滞納者に対する催促の効果的な実施及び悪質な滞納者等に重点を置いた適正な滞納処分の執行を指導しており、各都道府県警察においてその趣旨を踏まえた対応がとられるものと考えております。なお、今回、放置駐車違反について、車両の使用者の責任を追及することとしたのは、違反行為者の特定が困難であるという放置駐車違反特有の事情によるものですから、スピード違反等放置駐車違反以外の道路交通法違反について、使用者の責任を追及する仕組みを構築することは、少なくとも現段階では考えておりません。

**Q25** 車検拒否制度の導入により無車検車の増加が懸念されるが、警察庁ではこれらの自動車の取り締まり等の具体的な対応策はどのようなものになるのか。

**A25** 警察庁では、都道府県警察に対して国土交通省地方運輸局と連携の上、無車検運行等の取締りを推進するよう指導しております。

**Q26** 督促を受けたユーザーが違反金を納付した場合、それがリアルタイムで国土交通省に通知される仕組みを警察庁で構築できないか。

**A26** 車両の使用者が放置違反金を納付した金融機関から都道府県（警察）にその旨の通知が到達するまでに一定期間（長ければ2週間程度）が必要となることから、督促を受けたユーザーが放置違反金を納付したことをリアルタイムで国土交通省等に通知するのは困難ですが、都道府県警察や警察庁におけるデータ処理はなるべく迅速に行うよう努めたいと考えております。

**Q27** 駐車違反時の使用者が既に名義変更されていた場合、新使用者は車検を拒否されないのか。また、拒否されないとしたら抜け道にならないか。

**A27** 使用者の名義が変更された場合、新たに使用者となった者が変更前の使用者の違反金の滞納を理由として車検証の更新が拒否されることはありません。

**Q28** 本制度では、駐車違反金未納自動車が車検拒否の対象になるが、  
移転等で登録番号が変更された場合でも、未納か否かの確認は速やかにできるのか。

**A28** 使用者の変更が行われた場合には滞納情報  
が解除されますが、住所変更や番号変  
更等の使用者変更を伴わない変更では滞  
納情報は解除されません。また、住所変更  
等の情報が国交省から警察庁へ送信され  
るのは1日程度後になると考えております。

**Q29** 車検拒否の対象となっている自動車の使用者を変更せずに登録番号だけを変更した場合、当該使用者に下された放置違反金納付命令の扱いはどのようになるのか。（放置違反金の納付をどのように促すのか。）

**A29** 他の自動車に係る放置違反金納付命令と  
同様、車検拒否制度によって放置違反金  
の納付を促進するとともに、最終的には  
滞納処分によって放置違反金を徴収する  
こととなります。

**Q30** 放置違反金の督促を受けている使用者の自動車を移転登録（所有権の転移）した場合、新所有車（使用者）は車検拒否の対象とならない旨の説明を受けたが、登録番号の変更のない所有権転移の場合も同様か。照会システムでは、登録番号だけで照会することになっているので、車検拒否の対象となってしまうのではないか。

**A30** 放置違反金の督促を受けた後に当該督促  
に係る車両の使用者が変更された場合は、  
当該車両の番号標の番号が変更されない  
場合であっても当該車両は、道路交通法  
第51条の7第1項の及び第2項の規定に  
よる自動車検査証の返付拒否の対象とは  
なりません。照会システムについても、デー  
タベースを更新する際にこれらの車両の  
番号標の番号を削除することとなります。

**Q31** 車検拒否されても違反金を納付しない使用者に対し、警察庁ではその後どのような措置を講ずるのか。また、使用者が駐車違反をした自動車を廃車したり販売してしまったりした場合には、その後、警察庁は当該使用者に対しどのような措置を講ずるのか。

**A31** 車検拒否されても放置違反金等を納付し  
ない車両の使用者が継続して当該車両を  
使用することがないよう、警察としては国  
土交通省地方運輸局と連携して無車検運  
行の取締りを推進することとしております。  
なお、車検拒否対象者が、車両を廃車にし  
たり、販売した場合は、車検拒否制度の対  
象となりません。このため、名義変更その  
他の理由により車検拒否を免れた者に対  
しては優先的に滞納処分を実施するよう  
都道府県警察を指導しております。

**Q32** 事前照会の結果、未納が確認されたが、使用者が自分の違反ではないとして主張した場合に整備事業者はどのような対応をとればよいか。

**A32** 照会結果に対する苦情については、都道府県警察の対応窓口にお問い合わせをお願いします。



**Q33** 車検拒否の対象は、継続検査と構造等変更検査となっているが、中古新規検査は何故対象とならないのか。

**A33** 車検拒否対象となった車両の使用者が、当該車両について、一度、抹消登録をした上で、使用者の変更をすることなく再び新規登録することが通常は想定できないからです。

**Q34** 違反金納付書の紛失が想定されるが再交付は可能か。可能な場合には、最寄りの警察及び都道府県税事務所で行えるようにならないか。

**A34** 納付書の再発行は可能です。納付書の再発行は、当該納付書に係る放置違反金の納付を命じた都道府県警察（公安委員会）において行います。警察庁としては、各都道府県警察に対して、少なくとも車検場に近接する警察署その他の警察施設において納付書の再発行を行うよう指導していますが、都道府県の財務規則、財政状況等による制約もあるため、どこで再発行が行われるかは、今後、各都道府県警察により異なります。

**Q35** 違反金未納付により車検拒否された場合、緊急避難的に整備事業者による立替払いが行えるように、都道府県税事務所でも違反金を納付できるようにならないか。

**A35** 整備事業者が使用者による放置違反金の納付手続きを代行しても差し支えありません。ただし、放置違反金は、県税ではないため県税事務所での納付はできません。各都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関で納付することとなります。

**Q36** 駐車違反を行ったドライバーが反則金を納付せず、代わりに使用者が違反金を納付するということは、無責任なドライバーは痛みを感じず、かえって駐車違反件数を増すことにならないか。

**A36** 使用者が放置違反金を納付した場合には、当該使用者が放置違反金に相当する金額を運転者に求償するなどすると考えられるため、ご指摘のようなことはないと考えております。

**Q37** 長時間放置駐車違反をしたため、「道路交通法」でなく「自動車の保管場所の確保等に関する法律」違反となった場合、罰金等の罰則を適用されるのは、運転者か又は使用者か。

**A37** 運転者です。

**Q38** 弁明書の提出によって使用者責任が免除される（納付命令を受けないで済むこと）理由にはどんなことが想定されるのか。

**A38** 一律にどのような弁明が容認されるかをお示しするのは困難ですが、例えば、次のようなものが考えられます。

●自己の車両のナンバープレートが盗難され、当該盗難ナンバーを取り付けた車両が放置車両として確認されたもので、自己の車両が放置車両であったという事実認定が誤りであること。

●当該車両が放置車両として確認された時点では、既に売買、譲渡等により、又は盗難被害に遭っていたことにより、自分は当該車両の使用者ではなかったこと。

●当該車両に係る違法駐車行為をした者が既に反則金を納付したこと。

**Q39** 車検拒否制度でなく、使用者の「運転免許の更新の不受理」という制度とならないか。

**A39** 車両の使用者としての運行管理義務違反に対して科された行政制裁金を滞納している者が、必ずしも運転者として不適格であるとは言えず、また、実態としても、車両の使用者が法人の場合など、放置違

反金の納付を命ぜられる使用者は必ずしも運転免許証を有していないことから、運転免許証を放置違反金の納付義務履行担保の手段として用いることは適当ではないと考えます。

**Q40** 使用者に事前照会に対する同意書の提出を求めることは困難なので、継続検査申請書の使用者による署名、捺印をもって同意書の提出と見なせないか。

**A40** 継続検査の申請書とは別に放置違反金滞納情報照会を行うことに明示的に同意する旨の書面に署名・押印を得るようお願いいたします。



**Q41** 他県で登録した自動車の場合、事前照会はどこへどのように行うのか。

**A41** 基本的には、まず、警察庁に対するインターネット照会制度を利用し、そのうえで、照会に係る車両が車検拒否の対象となっている可能性があることが判明した場合には、

ご自身の所属する自動車整備振興会の所在地を管轄する都道府県警察にファックス照会するようお願いいたします。

**Q42** 盗難車やレンタカーの駐車違反に対しては、警察庁は特例的な対応を図るのか。

**A42** 盗難車については、使用者の弁明等により、放置車両として確認された車両が違反時には既に盗難被害に遭っており、当該使用者に運行管理責任がなかったことが立証されれば、当該使用者に対する放置違反金納付命令を行わないこととしています。レンタカーについては、レンタカー会社

の連絡先等を記載したシールが添付された車両については、当該レンタカーに放置車両確認標章を取り付けた時点で警察から当該レンタカー会社に連絡し、レンタカー会社において、当該運転者が警察に出頭して違反を処理するよう促すための措置を講ずるなどすることとしております。

**Q43** 常習違反者に対しての車両の使用制限命令とは何か。

**A43** 放置違反金納付命令を受けてもなお適切な運行管理を行わず、その使用する車両について放置駐車違反が繰り返されることとなる車両の使用者に対しては、放置違反金納付命令を科すのみでは違法駐車を抑止を図る上で不十分であると考えられます。そこで、6ヵ月以内に同一の車両について

一定回数以上の放置違反金納付命令をうけたにもかかわらず、さらに当該車両について放置駐車違反が行われ、放置違反金納付命令を受けることとなった車両の使用者に対して、当該車両を運転し又は運転させてはならない旨を命ずる制度を導入することとしたものです。



# 放置違反金滞納車に対する 車検拒否制度対応マニュアル

平成18年2月8日発行

編集兼  
発行者

社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 樋口忠夫

発行所

社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
〒106-6117 東京都港区六本木6丁目10番1号  
電話 (03)3404-6141(代)

印刷所

邦美印刷株式会社

放置違反金滞納車に対する  
**車検拒否制度**

対 応 マ ニ ュ ア ル

